

16. 建築基準法施行令(抜粋)

建築基準法施行令[昭和25年11月16日政令338号]

(給水、排水その他の配管設備及び構造)

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- (2) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- (3) 第百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- (4) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- (5) 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- (6) 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを越える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は不燃材料で造ること。
- (7) 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造等の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイから八までのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ. 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ. 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- 八. 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごと

に区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第八項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

- (8) 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第 3 条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 飲料水の配管設備(これと給水システムを同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- (2) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- (3) 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ. 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ. 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
- (4) 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- (5) 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属製のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- (2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

- (4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

17. 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の
構造方法を定める件

昭和 50 年建設省告示第 1597 号 [給排水設備基準]

(改正 平成 12 年建設省告示第 1406 号)

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1. 給水管

- イ. ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ. 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

2. 給水タンク及び貯水タンク

- イ. 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井の、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - (い) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - (ろ) 直径 60 センチメートル以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
 - (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措

置を講じること。

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ. イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1. 排水管

イ. 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ. 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ. 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

2. 排水槽(排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。)

イ. 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ. 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。)を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあってはこの限りでない。

ハ. 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ. 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ. 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

3. 排水トラップ

イ. 雨水排水管(雨水排水立て管を除く。)を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

- ロ．二重トラップとならないように設けること。
- ハ．排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。
- ニ．汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈澱しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。
- ホ．封水深は、5センチメートル以上 10センチメートル以下とすること(阻集器を兼ねる排水トラップについては5センチメートル以上)。
- ヘ．容易に掃除ができる構造とすること。
- 4．阻集器
 - イ．汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。
 - ロ．汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
 - ハ．容易に掃除ができる構造とすること。
- 5．通気管
 - イ．排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。
 - ロ．汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
 - ハ．直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。
- 6．通気管

排水再利用配管設備(公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。)

 - イ．他の配管設備(排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。)と兼用しないこと。
 - ロ．排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備を容易に判別できる色とすること。
 - ハ．洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。
 - ニ．水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。
 - ホ．塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1、(第1号口を除く。)並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物(延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。)に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

附 則

この告示は、昭和12年6月1日から施行する。

18. 建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件
平成 12 年 5 月 29 日建設省告示第 1390 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 2 の 5 第 2 項第 3 号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第 3 号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。)の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 1 配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとする。
- 2 配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾材その他これに類するもの(以下「濾材等」という。)を内蔵した装置を設けること。
 - イ 容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。
 - ロ 逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。
 - ハ 濾材等が飲料水に流出しないこと。
 - ニ 濾材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあっては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし、一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあっては、この限りでない。

19. 道路占用工事共通指示書

昭和51年6月1日建関道政第150号
関東地方建設局長通達

第1章 総則

(目的)

第1条 本指示書は、道路占用工事の施工に関する一般的事項を示すことにより、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本指示書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

- 2 道路の占用の許可若しくは回答を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本指示書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。
- 3 道路管理者は、本指示書のほかに、必要と認めた場合は、特記指示書を付加する。
- 4 特記指示書は、本指示書に優先するものとする。

(工事の指示又は変更)

第3条 工事の施工の細部については、担当出張所長又は建設監督官（以下「出張所長等」という。）の指示に従わなければならない。

- 2 占用者は、本指示書及び添付図書により難い事情が生じたときは、出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(工事の計画及び施工)

第4条 占用者は、路上工事の縮減及び改善に配慮して施工計画を策定し、施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。また、工事の施工にあたっては、沿道住民に工事の内容を十分に周知しなければならない。ただし、軽易なものについては、施工計画書の一部を省略することができる。

- 2 出張所長等が必要と認めた場合は、工事方法図又は工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。
- 3 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 工事の概要
 - 二 計画工程表

- 三 現場組織表
 - 四 緊急時の体制及び対応
 - 五 使用機械
 - 六 使用資材
 - 七 施工方法
 - 八 施工管理計画
 - 九 交通管理
 - 十 安全管理
 - 十一 仮設備計画
 - 十二 環境対策
 - 十三 その他
- 4 占有者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合において、その内容が重要な場合は、その都度、変更施工計画書を出張所長等に提出しなければならない。
- 5 占有者は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第3項第四号の緊急時の体制及び対応として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法
 - 二 ガス漏えいが発生した場合における近隣住民等に対する警報措置
 - 三 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置
 - 四 ガス管防護のため、現場に立会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法
 - 五 上記のほか、事故防止対策等のために必要と認められる事項

(工期)

第5条 占有者は、許可（回答）書に記載した工期内に工事を完成しなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事保安施設設置基準」（平成18年4月1日付け国関整道管第65号）に準拠して実施しなければならない。

2 占有者は、工事の施工中は警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した交通整理員1名以上を充て、他は経験1年以上の者を「道路工事保安施設設置基準」に準拠して配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

(提出書類)

第7条 占有者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占有者は、工事の施工に先立ち、「道路占用工事着手届」を出張所長等に提出しなければならない。

2 占有者は、工事の施工に先立ち、「路上規制情報提供システム」へ必要な情報の入力を行い、同システムにより発行される「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲出しなければならない。

なお、これにより難い場合は、出張所長等の指示に従わなければならない。

3 占有者は、工事を開始する1週間前から工事を開始するまでの間、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、工事が占用工事であることを道路利用者に対して明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

なお、設置方法等の細部については、施工計画書によるほか、出張所長等の指示に従わなければならない。

4 占有者は、工事が完了したときは、直ちに「道路占用工事完了届」を出張所長等に提出しなければならない。また、出張所長等の指示により、各種調書（舗装調書、排水調書等）を提出し、道路台帳等の修正をしなければならない。

(検査)

第9条 占有者は、工事完了後速やかに出張所長等の検査を受けなければならない。ただし、工事中においても出張所長等が必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

一 占有者は、検査に立会うとともに必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。

二 検査方法等については、別途に指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えることができる。

三 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

四 検査に要する費用は、占有者が負担しなければならない。

(騒音振動対策)

第10条 占有者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、出張所長等の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第11条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(現場発生品の処理)

第12条 占有者は、工事の施工により生じた現場発生品について、現場発生品調書を出張所長等に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

(品質管理)

第13条 占有者は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、出張所長等がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第14条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかななければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに出張所長等及び関係官公署に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

- 2 占有者は、ガス管理設備箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場作業員を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和45年5月11日付け建設省道政発第34号）の記2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

（境界杭等）

第15条 占有者は、境界杭、境界鋸、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、出張所長等及び関係者と立会確認のうえ一時撤去し、工事完成後出張所長等及び関係者の立会確認を受け、その指示により設置しなければならない。

（写真撮影）

第16条 占有者は、工事着手前の状況（街路樹等を含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物明示を含む。）及び重要な段階等の工事状況写真を撮影し、出張所長等からの指示があったときには、速やかに提出しなければならない。ただし、軽易な工事ですら事前に出張所長等の了承を得た場合はこの限りではない。

（工事現場の照明）

第17条 工事の施工が夜間である場合は、「道路工事保安施設設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

（市街地における工事の施工）

第18条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）に準拠して施工しなければならない。

（現場管理）

第19条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

（関係官公署等との連絡）

第20条 占有者は、関係官公署と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、出張所長等にその内容を報告しなければならない。

(紛争の防止等)

第21条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 道路の構造に影響を及ぼす行為
- 二 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
- 三 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第22条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに出張所長等に報告し、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第23条 道路管理者が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

2 道路管理者は、占有者が本指示書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占有者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

第2章 掘削

(取り壊し)

第24条 占有者は、舗装の切断及び取り壊しにあたり、施工位置、方法等について、出張所長等の承認を受けて実施しなければならない。

2 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。

3 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合は前項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として、必要最小限とする。

(土砂及び工事用資材の搬入・搬出)

第25条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するもの

とし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

- 2 多量の土砂又は工事用資材の搬入・搬出及び工事機械の輸送を伴うダンプトラック等の大型貨物自動車を使用する工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員の配置、及び標示板等の設置その他の安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第26条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- 一 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、えぐり掘りを行ってはならない。
- 二 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、出張所長等の承認を受けた場合は、この限りではない。
- 三 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合は、出張所長等の指示により、沈砂濾過施設等を設けなければならない。
- 四 湧水又は溜り水が多量な場合は、出張所長等と打合せのうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。
- 五 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- 六 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

第3章 土留工

(土留)

第27条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第28条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から1.5メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第29条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第30条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

(特殊工法)

第31条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、施工計画書に明記しなければならない。

第4章 埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工)

第32条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2 TYPE-B」(平成15年10月)に基づき事故防止に努めなければならない。

(施工時の留意事項)

第33条 占有者は、工事の施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

- 2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。
- 3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

(火気)

第34条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第35条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

(埋設物の明示)

第36条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引込み、及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年及びその他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

一 明示事項

種 別	企業名等	記載事例
通 信	〇〇通信	メタルケーブル、光ケーブル
水 道	〇〇水道	
下 水 道	〇〇下水道	圧送
ガ ス	〇〇ガス	中圧
電 気	〇〇電力	特高
石 油	〇〇石油	

埋設の年は、西暦年を使用すること。

二 明示材料（以下のいずれかを使用する。）

規 格 …… テープ幅 3 cm以上
シート幅 15 cm以上
明示板縦 15 cm以上、横 7 cm以上

材 料 …… 耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

三 明示色

通 信 …… 赤色
水 道 …… 青色（工業用水 …… 白色）
下 水 道 …… 茶色
ガ ス …… 緑色
電 気 …… オレンジ色
石 油 …… 黄色

2 シートの埋設位置は、管上 30 cm（ガス管については 50 cm とすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも 10 cm まで縮小できるも

のとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第5章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第37条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はずき間が生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない(縦断方向は5%以下ですり付け、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない。)

(歩道の覆工)

第38条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第39条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかななければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第40条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかななければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第41条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋戻し

(撤去、点検)

第42条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第43条 埋戻しに使用する材料は良質で適当な粒度を持ち、ごみ、どろ、有機不純物等の有害物を含まない土砂とする。また、改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3 路盤工から上層部の施工については、第10章によるものとする。

4 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。

なお、短期間に再掘削する歩道等における小規模工事の仮埋戻し材のうち、路盤材の下部に用いる材料として、十分に強度を有する材料を使用する場合は、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。

(杭、矢板等の残置)

第44条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は、あらかじめ道路管理者の承認を受けなければならない。また、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度が1.5メートル以上で切断しなければならない。

2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を道路管理者に提出しなければならない。

第7章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第45条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進抗及び到達抗の土留工については、第3章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならない。

- 2 掘削部における覆工背面の充填は十分に行わなければならない。
- 3 グラウト工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を出張所長等に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日付け建設省官技発第160号)によるものとする。
- 4 スキップの設置位置及び方法については、出張所長等の指示に従わなければならない。この場合において、スキップは囲いを設け歩行者及び通行車両に土砂の飛散等の迷惑とならないような措置を講ずるとともに、必要な安全施設を設けなければならない。
- 5 次の各号に掲げる事項については、出張所長等に報告しなければならない。
 - 一 施工状況
 - 二 進捗状況
- 6 工事着手前、工事期間中及び工事完了後に工事現場付近の路面の高さを測量し、その資料を出張所長等に提出しなければならない。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

第46条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

- 2 仮復旧は、交付された特記指示書により施工しなければならない。

なお、特記指示書により、仮復旧(車道、歩道共)の際、本復旧構造の碎石路盤については本復旧(路盤先行)として施工することができる。
- 3 本復旧を施工するまでの間、占有者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

第9章 本復旧

(復旧方法)

第47条 本復旧は、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 一 交付された特記指示による。
- 二 復旧面積は出張所長等の立会いにより決定する。

(費用負担)

第48条 道路管理者が本復旧を行う場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 工事に要する費用は、道路管理者の算定するところにより占有者が負担しなければならない。
- 二 本復旧に要する費用は、歳入徴収官関東地方整備局総務部長の発行する納入告知書により納入しなければならない。

(責任期間)

第49条 工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格の日から2箇年とする。ただし、街路樹の復植については、1箇年とする。

第10章 舗装工

(路盤工)

第50条 下層路盤材料は、砕石、玉砕、砂利、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

2 上層路盤材料は、堅硬で耐久的な砕石、玉砕等を砂あるいはその他の適当な材料と混合したもので、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。

3 路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では1.5cm以下、下層路盤では20cm以下になるように敷ならさなければならない。

4 路盤の締固めは、最適含水比で締固めなければならない。

5 プライマーは路盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選定しなければならない。

(アスファルト・コンクリート舗装)

第51条 混合物を自動車で運搬する際の気象条件によっては、シート類等で覆わなければならない。

2 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。

3 タックコートは原則として気温5℃以下のときには施工してはならな

い。

- 4 表層を舗装するにあたって、表層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。
- 5 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、出張所長等の指示に従って施工しなければならない。
- 6 混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めなければならない。
- 7 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分に締固め密着させなければならない。
- 8 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- 9 各層の縦継目の位置は1.5 m以上、横継目の位置は1 m以上ずらさなければならない。

(コア採取)

第52条 検査のためのコア採取するときは、出張所長等の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第11章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第53条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 一 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。
- 二 平板等の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。ただし、平板等の張り立てが不可能な箇所については、現場打コンクリートで舗装し、平板等の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。
- 三 アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装(厚4 cm)しなければならない。
- 四 切り下げ箇所の場合は、セメント・コンクリート(標準として路盤厚20 cm、コンクリート厚20 cm、コンクリート強度 $\delta 28 \geq 21$ N

／mm) 又はアスファルト・コンクリート(標準として路盤厚25cm、アスファルト厚10cm)で舗装しなければならない。

第12章 道路附属物その他

(道路附属物の工事の承認)

第54条 占有者は、道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ出張所長等に届け出て、その指示に従わなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物の原状回復)

第55条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占有者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、出張所長等の指示に従わなければならない。

(道路標識、区画線及び道路標示)

第56条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2 工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

(防護柵)

第57条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかななければならない。

(街路樹等)

第58条 工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については、出張所長等の指示に従わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について出張所長等の指示に従わなければならない。

- 一 移植時期(復植を含む。)
- 二 移植方法(復植を含む。)
- 三 移植場所

(照明設備)

第59条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を

保つ照明施設にしなければならない。

- 2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、出張所長等の指示によらなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、出張所長等に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

- 第60条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、出張所長等の指示に従わなければならない。

20. 神奈川県道路占用工事共通仕様書

平成 23 年 3 月 30 日 道管第 220 号 道路部長通知

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、神奈川県道路占用規則(昭和 62 年規則第 21 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、道路占用工事の施行にあたり遵守すべき事項を定め、道路 占用工事の安全かつ円滑な施行並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図る ことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事(以下「工事」という。)に適用する。

2 道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者(以下「占有者」という。)は、当該道路占用に係る許可書又は同意書(以下「道路 占用許可書」という。)に付された条件(以下「許可条件」という。)及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して 工事を施行しなければならない。

3 所管土木事務所長(厚木土木事務所東部センター所長を含む。以下同じ。)は、この仕様書のほかに、必要と認めた場合は、特記仕様書を付加することができる。

4 特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。

(工事の指示又は変更)

第3条 占有者は、工事の施行において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を所管土木事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(工事の計画及び施行)

第4条 占有者は、所管土木事務所長が必要と認めた工事について、「施工計画書」を提出しなければならない。

なお、「施工計画書」は、「神奈川県土木工事共通仕様書(以下「土木工事 仕様書」という。)第 1 編の共通編」に準拠して作成しなければならない。

2 工事中用仮設物は、特記仕様書に指定されたものを除き、占有者の責任において選択するものとする。この場合、特に所管土木事務所長が必要と認めて指示する仮設物等については、応力計算を行って設計図書等を提出しなければならない。

(工期)

第5条 占有者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工期内に完成できないときは、事前に理由書を添えて道路占用変更許可申請(協議)をしなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」(昭和49年12月1日土木部長通知)に準拠して実施しなければならない。なお、このことについては、併せて所轄警察署長の指示を受けなければならない。

2 工事施行中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(提出書類)

第7条 占有者は、所管土木事務所長が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占有者は、工事に着手しようとするときは、工事の7日前までに神奈川県道路占用規則(昭和62年規則第21号)第7条第2項に定める工事着手届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は所管土木事務所長の指示に従うこと。

2 占有者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について(平成18年3月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知)」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的の設置について(同国道利第38号国道国防第206号路政課長通知)」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施行中は、当該工事が占有工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。

3 占有者は、工事(仮復旧までの工事を含む。)が完了したときは、第15条に定める工事写真及び出来形管理図を添付して、完了の日から7日以内に神奈川県道路占用規則第8条第2項に定める工事完了届を提出しなければならない。

ただし、出来形管理図は小規模工事等で所管土木事務所長が提出を要しないと認めた場合はこの限りではない。

4 占有者は、工事着手届及び工事完了届の提出にあたっては、次の各号に注意すること。

(1) 工事着手届及び工事完了届の様式は、神奈川県道路占用規則に定める様式(第3号様式及び第4号様式)を使用すること。

(2) 前記各号以外の書類(舗装調書、排水調書等)に修正する必要があるときは、所管土木事務所長の指示に従い提出すること。

(騒音振動対策)

第9条 占有者は、工事の施行にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 占有者は、工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所管土木事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければなら

らない。

- 3 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第 10 条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(品質管理)

第 11 条 占有者は、工事に使用する材料について、必要な時期に、かつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

- 2 占有者は、工事に使用する材料について、土木工事仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、所管土木事務所長が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第 12 条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに所管土木事務所長及び関係機関に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

- 2 占有者は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施行にあたり、現場において工事の施行方法に誤りがないように工事の施行者及び現場作業員を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和 45 年 5 月 11 日付け建設省道政発第 34 号建設省道路局長通達）の記 2 に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

(境界杭等)

第 13 条 占有者は、境界杭、境界鉄、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事内容によりやむを得ず一時的に移動する必要がある場合は、事前に復元方法について所管土木事務所長の指示を受けなければならない。また、工事完了後原状回復し、所管土木事務所長の確認を受けなければならない。

(道路附属物の取扱い)

第 14 条 道路附属物の取扱いについては、第 12 章の規定によるものとする。

(写真撮影)

- 第 15 条 占有者は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに完了後 外部から明視できない箇所、特に暗渠伏越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、所管土木事務所長に提出しなければならない。
- 2 工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を帯広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行わなければならない。
 - 3 その他写真撮影は、別に定める「道路占用掘削工事出来形管理用写真撮影要領」（平成 23 年 3 月 30 日付け道管第 221 号道路部長通知）により行わなければならない。

(工事現場の照明)

- 第 16 条 工事の施行が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

(市街地における工事の施行)

- 第 17 条 市街地において工事を施行する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）に準拠して施行しなければならない。

(現場管理)

- 第 18 条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2 現場責任者は、現場の指揮監督にあたらなければならない。

(関係官公署等との連絡)

- 第 19 条 占有者は、関係官公署及び関係企業者と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、所管土木事務所長にその内容を報告しなければならない。

(検査)

- 第 20 条 占有者は、工事完了後速やかに所管土木事務所長の検査を受けなければならない。ただし、所管土木事務所長が必要と認めた場合は、工事中においても検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - (1) 占有者は、所管土木事務所長から検査の立会や必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。
 - (2) 検査方法等については、その都度所管土木事務所長の指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもって代えることができる。
 - (3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

(4) 検査に要する費用は、占有者が負担しなければならない。

(報告)

第 21 条 占有者は、所管土木事務所長が必要と認めるときは、その求めに応じて報告書を提出しなければならない。

(紛争の防止等)

第 22 条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占有者は、工事の施行中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
- (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第 23 条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに所管土木事務所長に報告し、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第 24 条 所管土木事務所長が必要と認めるときには、工事の方法又は条件の変更を行うことができる。

2 所管土木事務所長は、占有者がこの仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占有者は、所管土木事務所長から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

(後片付け及び清掃)

第 25 条 占有者は、工事に伴う土砂、資材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了しなければならない。

第2章 掘削

(掘削の制限)

第 26 条 舗装路面は、原則として次の期間内は、掘削を許可しない。

- (1) セメントコンクリート舗装 5年
- (2) アスファルト舗装 3年
- (3) 歩道舗装 3年
- (4) 簡易舗装 2年

経過年数 舗装種別	1	2	3	4	5
セメントコンクリート舗装		掘削			
アスファルト舗装		制限			
歩道舗装		期間			
簡易舗装					

ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの。

イ 沿道建築物への水道、下水、電気、ガス、電話の各戸引込地下埋設管の布設工事等のために行うもの。なお、この復旧については掘削制限期間の起点としない。

(取り壊し)

第 27 条 路面及び構造物の取り壊しの範囲は、許可条件に基づくこととする。

(発生土の搬出)

第 28 条 舗装破片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出し、適正に処理するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

2 土運搬車の荷台には、シートをかける等の措置を行い、運搬中土砂を撒き散らかさないようにしなければならない。

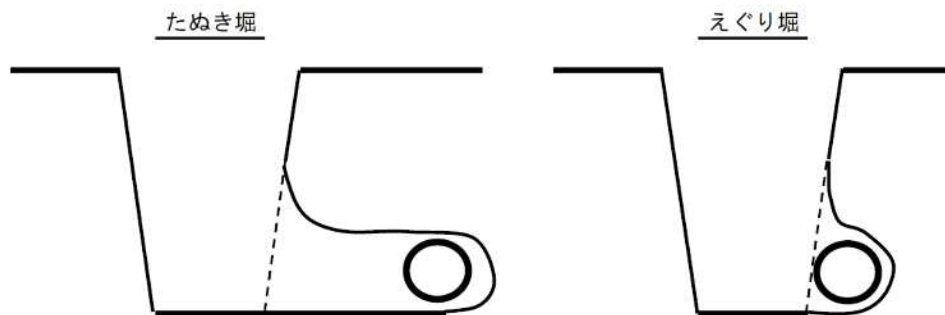
3 路面を汚した場合は、直ちに清掃しなければならない。

4 アスファルト塊、コンクリート塊その他の産業廃棄物は、関係法令に従い適正に処理しなければならない。

(掘削)

第 29 条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施行しなければならない。

(1) 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき掘り、えぐり掘りを行ってはならない。



- (2) 掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。
- (3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、所管土木事務所長の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。
- (4) 湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。
- (5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- (6) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。
- (7) 側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工すること。

(特殊工法)

第 30 条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、その旨を道路占用工事許可(協議)申請書に明記し、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

第3章 土留工

(土留)

第 31 条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

- 2 掘削の深さが4メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行わなければならない。
- 3 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を所管土木事務所長その他関係者に通知しなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第 32 条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から 1.5 メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第 33 条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第 34 条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第 4 章 既設埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施行)

第 35 条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施行する場合は、その旨を道路占用工事許可(協議)申請書に明記しなければならない。

(施行時の留意事項)

第 36 条 占有者は、工事の施行中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は通常埋設物が予想される 2メートル程度までは人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施行する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

(火気)

第 37 条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第 38 条 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

(埋設物の明示)

第 39 条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管及

び電線(各戸の引込管及び国土交通省令で定めるものを除く。)については、「地下埋設物表示に関する取扱要領」(昭和47年1月6日道補第679号)に従い明示しなければならない。

- 2 シートの埋設位置は、管上30センチメートル(ガス管については50センチメートルとすることができる。)を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上 舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

第5章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第40条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はずき間が生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない(縦断 方向、市道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下で すり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の 設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない)。

(歩道の覆工)

第41条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第42条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかななければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第43条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかななければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第 44 条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋め戻し

(撤去、点検)

第 45 条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第 46 条 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面 30 センチメートルまで砂又は再生砂を使用し、その上面については、再生砕石、再生砂又は良質土、改良土を使用する。良質土及び改良土、発生土等の埋戻し材料を使用する場合には、「良質土・改良土の品質及び品質管理基準」(平成7年3月22日付け道管第378号道路管理課長通知)に適合するものとして、道路占用許可申請(協議)時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、施工は掘削底面より一層厚 20 センチメートル以下にして埋め戻し転圧する。ただし、路体については一層厚 30 センチメートル以下とする。

また、各材料の規格品質は「土木工事仕様書第1編第2章材料編」によるものとする。

2 埋戻しは埋設物、構造物等に留意のうえ実施し、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。

3 路盤工から上層部の施工については、第 10 章(舗装工)によるものとする。

4 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧まで完了しなければならない。

(杭、矢板等の残置)

第 47 条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は、道路占用許可申請(協議)時に所管土木事務所長の許可を得なければならない。

なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が 2.5 メートル以上、歩道部は路面から深度が 1.5 メートル以上で切断しなければならない。

また、工事施行中に残置の必要が生じた場合は、所管土木事務所長の許可を得なければならない。

2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を所管土木事務所長に提出しなければならない。

第7章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第 48 条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進杭及び到達杭の土留工については、第3章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならな

い。

2 推進工法

- (1) 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては、国土交通省が定める基準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請(協議)書に位置、範囲、施工工法等を添付し所管土木事務所長の許可を得なければならない。
- (2) 工事実施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を計測し、その結果を所管土木事務所長に提出しなければならない。

3 シールド工法

- (1) 土砂搬出の設備の位置箇所及び土砂搬出の方法は、道路占用許可申請(協議)書に明記した上で、あらかじめ所管土木事務所長の許可を得なければならない。

土砂搬出設備は、土砂の飛散等を防止する措置を講じ、外観は周囲の美観を損なわないようにしなければならない。

- (2) 「たて坑部」を設置する際に所管土木事務所長が指示した場合は、当該工事完了後、完成検査を受けなければならない。
- (3) 占有者は次の各号について、所管土木事務所長が資料の提出を求めた場合には、速やかに提出できるよう事前に資料を作成しなければならない。

ア 路面の変動状況

イ 坑内からの排水状況

ウ シールドの計画法線に対する変位置量

エ セグメントの直円からのひずみ量

オ 覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位置量

- (4) 覆工背面の充填は十分行わなければならない。
- (5) 事故防止対策については、十分な措置を講じなければならない。

- 4 工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないよう施工するとともに、異常が発見された場合には、直ちに所管土木事務所長に報告し、その指示を受けて、原状回復又はそれにかわる措置を講じなければならない。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

第49条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行なわなければならない。

- 2 仮復旧は、次の構造を標準とする。

		路 盤 工	表 層 工
車 道	N7 (3000 ≤ T) N6 (1000 ≤ T < 3000)	再生砕石 又はクラッシャーラン t = 15 ~ 20 c m	表層：再生密粒度又は密粒度 t = 5 c m 基層：再生粗粒度又は粗粒度 t = 5 c m
	N5 (250 ≤ T < 1000) N4 (100 ≤ T < 250) N1、N2、N3 (T < 100)	再生砕石 又はクラッシャーラン t = 15 c m	表層：再生密粒度又は密粒度 t = 5 c m
歩 道		再生砕石 又はクラッシャーラン t = 5 c m	表層：再生密粒度又は密粒度 t = 3 c m

注) Tとは、舗装計画交通量(単位：台/日・方向)をいう。

注) tとは、舗装の厚さという。

- 3 すり付け工は、縦断方向、市道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下ですり付けを行うものとする。
- 4 本復旧を施工するまでの間(1週間以上は間を置くこと)、占有者は、工事の施行箇所を常に巡回し、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、所管土木事務所長の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
- 5 路面標示類は、法令に基づき設置されているものであり、また交通安全確保のために重要なものであるため、仮復旧であっても、仮区画線をペイント等で原形どおり必ず標示すること。なお、仮復旧での交通開放期間が長期に及ぶ場合は、長期間の使用に耐える路面標示を施さなければならない。
- 6 次の条件を全て満たした場合、路盤先行をすることができる。
 - (1) アスファルト舗装であること。
 - (2) 掘削面積が300平方メートル以上で、神奈川県土木工事施工管理基準書(以下「施工管理基準書」という。)の品質管理基準及び規格値に規定する締固め度が得られること。
 - (3) 周辺の舗装状況が良好であること。
 - (4) 工事完了後において沈下の有無の現地確認を行う体制が整っていること。
 - (5) その他所管土木事務所長が指示した条件。

第9章 本復旧

(復旧方法)

第50条 本復旧は、次のとおり施工しなければならない。

- (1) 復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占有者が行うものとする。
 - ア 復旧工事に高度の技術を必要とする場合
 - イ 道路工事の先行工事として行う場合
 - ウ 道路占有者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括

して復旧することが適当と判断した場合

エ その他、所管土木事務所長が特に必要と認めた場合

(2) 復旧方法は次のとおりとする。

ア 復旧方法は、交付された許可条件及びこの仕様書に基づき行うこと。

イ 復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。

ウ 復旧範囲は、特に指示しない限り第 60 条(路面復旧範囲の算定方法)による。

エ 本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。

(3) 路面標示類

路面標示についても原形どおり(材料含む)復旧すること。

(費用負担)

第 51 条 占有者は、神奈川県道路占用規則第 10 条の規定に基づき、路面復旧工事に要する費用を負担するものとし、道路管理者が指定する次の路面復旧に要する費用を、別に発行する納入通知書により納入するものとする。

(1) 神奈川県道路占用規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する自費復旧工事の場合は、掘削面積に 2.4 を乗じた面積(ただし、電柱等で占有物件が路面に露出することにより、路面の復旧を要しない部分がある場合は、その面積を控除した面積とする。)に道路管理者の決定した単価を乗じた額に 100 分の 6 を乗じて得た金額とする。

(2) 神奈川県道路占用規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する管理者復旧工事の場合は、道路管理者が決定する面積を基本にし、神奈川県の積算基準に基づいて算定した工事費と、その工事費に 100 分の 10 を乗じて得た間接事務費の合計額に、消費税相当額を加算した金額とする。なお、現場の状況による設計変更に伴う工事費の増減は、清算によりこれを行う。

(道路補修責任期間)

第 52 条 占有者が占有工事を施行した舗装、路床、法部その他の道路の構造に関係あるものに欠陥があるときは、当該工事完了の日から 2 年間(当該道路の構造に関係あるものが簡易舗装、コンクリート平板ブロック、砂利道又は街路樹である場合は、1 年間)、当該工事を施行した占有者がその補修を行わなければならない。

第 10 章 舗装工

(本復旧の施工)

第 53 条 本復旧の施工については、「土木工事仕様書第 6 編道路編第 2 章舗装」に準拠して行うものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

2 本復旧の施工管理は、施工管理基準書に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、所管土木事務所長の指示によるものとする。

(路面復旧の範囲)

第 54 条 路面復旧の範囲の基本は、第 60 条(路面復旧範囲の算定方法)に定め

るとおりとする。ただし、路盤を含めないで算定した場合、復旧箇所及び付近に悪影響を生ずる可能性があるときは、全面積路盤を含めて算定するものとする。

- 2 また、特殊舗装の場合においては、現場の状況を勘定しその都度別に算定するものとする。

(路盤工)

第 55 条 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。

- 2 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、碎石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーングス等を定められた粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他の有害物を含まず、土木工事仕様書に定められた規格に適合するものとする。
- 3 路盤の一層の仕上り厚は、上層路盤では 15 センチメートル以下、下層路盤では 20 センチメートル以下になるように敷きならさなければならない。
- 4 路盤の締固めは、最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。
- 5 プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、発注者の指定のある場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)の PK - 3 の規格に適合するものとする。

(アスファルト系舗装)

第 56 条 舗装版(表層)に関わる復旧範囲は、原則として車線区分のあるときは車線、車線区分のないときは全幅又は半幅とする。

- 2 車線にまたがるときの復旧範囲は、原則として全幅とする。
- 3 路盤に係わる復旧範囲及び具体の算定については第 60 条(復旧範囲の算定方法)による。ただし、車道上層路盤面については、機械施工を基本とする。
- 4 加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- 5 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
- 6 加熱アスファルト混合物の舗設作業は、原則として気温 5 以下のときには施工してはならない。
- 7 表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を修正したのち施工しなければならない。
- 8 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所管土木事務所長の指示に従って施行しなければならない。
- 9 加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。
- 10 横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。

- 11 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。
既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- 12 アスファルト混合物は、土木工事仕様書(第1編共通編第3章一般施工、第6節一般舗装工3-6-2-19)に定められた規格に適合するものとする。

(コア採取)

第57条 検査のためのコア採取するときは、所管土木事務所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。

(コンクリート系舗装(ホワイトベース))

第58条 セメントコンクリート舗装は、1ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として1ブロックを復旧するものとする。隣接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。

- 2 算定においては、路盤を含む面積は第60条(復旧範囲の算定方法)により、コンクリート版は原則として1ブロックごとにする。
- 3 アスファルト・セメントコンクリート舗装(ホワイトベース)の場合は、表面がカバーされており、ブロックの長さ及び幅が表面に現れないので、判断困難につき1ブロックの長さを6.0メートル、幅を3.75メートルとみなし、現場の状況を調査判断の上算定する。なお、影響部分については、セメントコンクリート舗装の場合の追徴方法を適用するものとする。

(連続点堀の復旧)

第59条 道路の中心線と平行の方向の復旧範囲は、最低でも舗装版(表層)で3メートルを確保すること。

- 2 連続点堀の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を所管土木事務所長の指示により、舗装版(表層)の打換又は切削オーバーレイをすることとする。

なお、上記の5メートル未満の区間について道路構造の保全上必要な場合は、路盤からの打換を指示できることとする。

- 3 競合する給水管及び取付管工事については、道路構造上連続点堀と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

(復旧範囲の算定方法)

第60条 復旧範囲の算定は、次のとおりとする。

第11章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第 61 条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- (1) 歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、所管土木事務所長が認めるときはこの限りではない。
仮復旧にあたっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、厚さ3センチメートルで行う。
- (2) 平板・インターロッキングブロック等(以下「平板等」という。)の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。
ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。
- (3) アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアスファルト混合物で舗装しなければならない。
- (4) 切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。
- (5) 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。
ア 材料は再生碎石(RC-40)又はクラッシャーラン(C-40)を使用する。
イ 敷きならしは1層 15センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行う。
- (6) 舗装の構成については別表による。
ア インターロッキングブロック舗装については、現況の舗装構成で復旧すること。
イ 平板インターロッキングブロックの場合は影響幅までとする。

別表（第61条第1項第6号関係）

① 透水性舗装における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表層	t = 4 cm (開粒度)	t = 5 cm (開粒度)	特殊部における 舗装構成を 参照	1 透水性舗 装用加熱アス ファルト混合物 舗装を原則 とする。 2 路盤面の プライムコートは 施工しな い。
	路盤	t = 10cm (C-40) (RC-40)	t = 20cm (C-40) (RC-40)		
	フィルター 層	t = 10cm (砂層)	t = 10cm (砂層)		

② 特殊部における舗装構成

		標準の場合	切り下げの場合		摘要
			普通車の場合	大型車の場合	
アスファルト 舗装	表層	t = 3 cm (密粒度) (再生密粒度)	t = 5 cm (密粒度) (再生密粒度)	t = 5 cm (密粒度) (再生密粒度)	1 アスファルト 舗装を原則 とする。
	基層	—	—	t = 5 cm (粗粒度) (再生粗粒度)	
	路盤	t = 10cm (C-40) (RC-40)	t = 20cm (C-40) (RC-40)	t = 30cm (C-40) (RC-40)	
コンクリート 舗装	コンクリート 舗装版	t = 7 cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N}/\text{mm}^2$)	t = 10cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N}/\text{mm}^2$)	t = 15cm ($\sigma_{ck} = 18\text{N}/\text{mm}^2$)	
	路盤	t = 10cm (C-40) (RC-40)	t = 20cm (C-40) (RC-40)	t = 30cm (C-40) (RC-40)	

※注1 アスファルト舗装における表層の材料は、維持管理上必要と認める場合、細粒度（再生細粒度）とすることができる。

第12章 道路附属物・その他

(道路附属物の移設)

第 62 条 占有者は、街路樹、ガードフェンス、道路照明施設その他の道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ所管土木事務所長の指示に従わなければならない。また、工事中に道路附属物の移設の数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物の原状回復)

第 63 条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占有者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

(道路標識、区画線及び路面標示)

第 64 条 工事のためやむを得ず路面標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2 工事のためやむを得ず区画線及び路面標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

(防護柵)

第 65 条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間 必要な措置を講じておかななければならない。

(街路樹等)

第 66 条 工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

(1) 移植時期(復植を含む。)

(2) 移植方法(復植を含む。)

(3) 移植場所

(照明設備)

第 67 条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明設備にしなければならない。

2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、所管土木事務所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第 68 条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、所管土木事務所長の指示に従わなければならない。

(占用施設の管理)

第 69 条 占用者は、占用物件(特にマンホール)のパトロールを常に行い、良好な状態に維持・管理するものとし、占用物件やその周辺に破損があった場合は、所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

2 占用物件やその周辺が破損していることに起因した事故が発生した場合は、速やかに所管土木事務所長に報告するとともに、指示に従わなければならない。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日道管第 220 号)

1 この仕様書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この仕様書の施行の際現に道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の規定により道路の占用の許可(同意)を受けている占用者及び道路占用許可申請(協議)書を受理している占用者に係る工事については、この仕様書の規定に関わらず、なお従前の例による。

3 神奈川県道路占用工事共通仕様書(平成 7 年 4 月)は、廃止する。

21. 小田原市道路占用等規則(抜粋)

昭和 40 年 12 月 1 日
規則第 55 号

改正 昭和 42 年 5 月 25 日規則第 22 号 昭和 45 年 4 月 1 日規則第 16 号
昭和 48 年 3 月 31 日規則第 19 号 昭和 50 年 3 月 25 日規則第 6 号
昭和 53 年 9 月 30 日規則第 35 号 昭和 56 年 7 月 1 日規則第 28 号
昭和 61 年 3 月 31 日規則第 22 号 昭和 62 年 3 月 31 日規則第 16 号
昭和 63 年 3 月 31 日規則第 15 号 平成 4 年 9 月 1 日規則第 45 号
平成 8 年 2 月 2 日規則第 4 号 平成 10 年 3 月 31 日規則第 18 号
平成 11 年 8 月 31 日規則第 39 号 平成 12 年 4 月 28 日規則第 47 号
平成 12 年 7 月 3 日規則第 56 号

小田原市道路占用等規則

題名改正(昭和 53 年規則 35 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例その他別に定めのあるものを除き、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路で小田原市が管理するもの(同法第 18 条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間の当該区域を含む。以下「道路」という。)の占用及び同法第 24 条の規定により道路管理者以外の者の行う工事に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正(昭和 53 年規則 35 号・62 年 16 号・平成 10 年 18 号)

(占用工事の計画書)

第2条 道路法第 36 条第1項本文(同法第 91 条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により市長に提出する工事の計画書は、道路占用工事計画書(様式第1号)とする。

全部改正(昭和 63 年規則 15 号)、一部改正(平成 10 年規則 18 号)

(工事の調整)

第3条 市長は、道路法第 36 条第1項本文の規定による計画書の提出を受けたときは、占用に関する工事その他の相互調整を図るため必要な措置を講ずることができる。

一部改正(平成 10 年規則 18 号)

(占用又は掘削の許可の申請)

第4条 道路法第 32 条第1項(同法第 91 条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により道路の占用許可を受けようとする者又は占用の工作物、物件若しくは施設(以下「占用工作物等」という。)の改築、移転、除却等に伴い道路の掘削許可を受けようとする者は、占用し、又は掘削しようとする日の 15 日前までに、道路占用、掘削許可申請書(様式第2号)3通を市長に提出しなければならない。ただし、交通規制等を伴う場合についての申請書の提出通数は、市長が別に指示する。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないとする場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図(占用位置付近 100メートル内外の見取平面図)
 - (2) 実測求積図、縦断図及び横断図
 - (3) 占用工作物等の構造図(平面図、側面図及び設計書)
 - (4) 公図写し(占用位置付近のもの)
 - (5) 占用位置付近の写真
 - (6) 工程表
 - (7) 誓約書
 - (8) 隣接の土地若しくは建物の所有者の承諾書又は占用に利害関係があると認められる者の同意書若しくは確認書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指示した書類
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書に係る道路の占用が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用を許可しないことができる。
- (1) 道路に出入するための通路の設置に係るものであり、かつ、当該通路の幅員が4メートルを超えるとき又は当該通路に係る一の敷地に二以上の通路を設置しようとするものであるとき。
 - (2) 道路法第 32 条第1項第2号に掲げる物件の設置に係るものであり、かつ、一の道路を縦断して二以上の同種類の当該物件を並行して設置しようとするものであるとき。
- 一部改正(昭和 45 年規則 16 号・61 年 22 号・62 年 16 号・63 年 15 号・平成 10 年 18 号)
- (電線共同溝の占用)
- 第4条の2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第 39 号。以下「電線共同溝法」という。)第4条第1項(電線共同溝法第8条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第 11 条第1項の規定による占用の許可の申請又は電線共同溝法第 12 条第1項の規定による変更の許可の申請をしようとする者は、電線共同溝占用(変更)許可申請書(様式第2号の2)を市長に提出しなければならない。
- 2 電線共同溝法第4条第1項又は第 11 条第1項の規定による占用の許可の申請をしようとする者は、前項の申請書に電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建設省令第 17 号)第1条第2項各号又は第2条第2項各号に掲げる書面を添付するものとする。
- 追加(平成 10 年規則 18 号)
- (占用又は掘削の許可)
- 第5条 市長は、道路法第 32 条第1項の規定により道路の占用を許可し、道路の掘削を許可し、又は電線共同溝法第 10 条若しくは第 11 条第1項の規定による電線共同溝の占用を許可したときは、道路占用、掘削許可書(様式第3号)及び道路占用許可済証(様式第4号)を申請者に交付する。ただし、占用工作物等の改築、移転、除却等に伴う道路の掘削を許可したときその他市長が必要でないと認めるときは、道路占用許可済証は、交付しない。
- 2 前項本文の規定により道路占用許可済証の交付を受けた者は、これを占用地又は占用工作物等の見やすいところに掲出しなければならない。
- 一部改正(昭和 61 年規則 22 号・62 年 16 号・平成 10 年 18 号・12 年 47 号)

(許可事項の変更)

第6条 道路法第32条第1項又は電線共同溝法第10条若しくは第11条第1項の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)が、道路法第32条第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)又は電線共同溝法第12条第1項の規定により変更の許可を受けようとするときは、道路占用、掘削変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定による申請及びその申請を許可した場合に準用する。

一部改正(昭和53年規則35号・61年22号・平成10年18号)

(工事完了届)

第7条 占有者は、第12条第1項の規定により復旧工事(同条第2項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、埋戻工事)を完了したとき又は占用工作物等を除却し、占用地を原状回復したときは、工事等完了届(様式第6号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

一部改正(昭和53年規則35号・62年16号・平成12年47号)

(占用の廃止)

第8条 占有者が自己の都合により占用を廃止したときは、道路占用廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、占用の廃止に伴い占用工作物等を除却し、前条の規定により工事等完了届を提出する場合は、この限りでない。

一部改正(昭和53年規則35号)

(占用の継続)

第9条 占有者は、占用期間が満了し、引き続いて占用(電線共同溝の占用を除く。)の許可を受けようとするときは、占用期間満了の日の15日前までに、前許可書の写しを添えて道路占用継続許可申請書(様式第8号)2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないとき認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

3 第5条の規定は、第1項の規定による申請を許可した場合に準用する。

一部改正(昭和62年規則16号・平成10年18号・12年47号)

(占用許可の期間)

第10条 占用許可の期間は、次に定めるところによる。

(1) 道路法第35条及び第36条第1項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業のための占用又は電線共同溝の占用の場合は、10年以内とする。

(2) 前号に掲げる占用以外の占用については、5年以内とする。ただし、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条に規定するもののうち、特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用工作物等については、許可の申請のあった年度内とする。

一部改正(昭和45年規則16号・53年35号・62年16号・63年15号・平成8年4号・10年18号)

(電線、水管、ガス管又は下水道管の占用の場所)

第 10 条の 2 電線、水管、ガス管又は下水道管で市長が一定以上の強度を有する構造及び材質と認めるものの占用については、道路法施行令第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 地下電線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、車道（歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有すると市長が認めるものに限る。以下この条において同じ。）以外の部分をいう。）の地下にあっては当該地下電線を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下この条において同じ。）に 0.3 メートルを加えた距離（当該距離が 0.6 メートルに満たない場合は、0.6 メートル）以下、歩道の地下にあっては 0.5 メートル以下としないこと。
- (2) 水管又はガス管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該水管又はガス管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた距離（当該距離が 0.6 メートルに満たない場合は、0.6 メートル）以下（本線以外の線を歩道の地下に埋設する場合にあっては、0.5 メートル以下）としないこと。
- (3) 下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた距離（当該距離が 1 メートルに満たない場合は、1 メートル）以下としないこと。
- (4) 下水道管の本線以外の線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた距離（当該距離が 0.6 メートルに満たない場合は、0.6 メートル）以下、歩道の地下にあっては 0.5 メートル以下としないこと。
- (5) 前 2 号の規定にかかわらず、その材質が遠心力鉄筋コンクリートである下水道管を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は、1 メートル以下としないこと。

2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる道路に係る電線、水管、ガス管又は下水道管の占用については、当該各号に定める基準によるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、占用者と協議の上、当該基準と異なる基準を適用することができる。

- (1) 排水施設が整備されていない道路 地下電線、水管、ガス管又は下水道管の頂部と路面との距離は、1.1 メートル以上とすること。
- (2) 既設構造物を有する道路 地下電線、水管、ガス管又は下水道管と当該既設構造物との距離は、0.3 メートル以上とすること。

3 第 1 項に掲げる基準により電線、水管、ガス管又は下水道管を歩道の地下に埋設する場合において、その頂部と当該歩道の車両の乗り入れ等のための切り下げ部分の路面との距離が同項に掲げる基準に満たないときは、占用者は、当該部分の地下に設ける電線、水管、ガス管又は下水道管につき所要の防護措置を講じなければならない。

追加（平成 11 年規則 39 号）

（舗装道路掘削の制限）

第 11 条 舗装道路について新設又は全面的な補修を行った後は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間は、掘削を許可しない。ただし、公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) セメント・コンクリート舗装道路 5 年

(2) アスファルト・コンクリート舗装道路 3年

一部改正(昭和45年規則16号・53年35号・61年22号・平成10年18号・12年47号)

(掘削及び復旧工事の施工方法等)

第12条 占有者は、掘削許可を受けたときは、市長の指示する方法により掘削及び復旧工事(埋戻工事及び路面復旧工事をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、占有者に代わって復旧工事のうちの路面復旧工事を行うことができる。

全部改正(昭和53年規則35号)、一部改正(昭和61年規則22号・62年16号・平成12年47号)

(路面復旧面積の裁定)

第13条 前条の規定により路面復旧工事を行わなければならない路面の面積(以下「路面復旧面積」という。)は、掘削深さ及び掘削幅に応じて定める別表第1の規定により裁定する幅に掘削延長を乗じて得た面積(第11条ただし書に係る掘削を許可した場合にあっては、当該幅に2を乗じて得た幅に道路の全幅を乗じて得た面積)とする。この場合において、計算して得た面積に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位を四捨五入する。

全部改正(昭和53年規則35号)、一部改正(昭和61年規則22号・平成10年18号・12年47号)

(路面復旧費の負担)

第14条 第12条第2項の規定により市長が路面復旧工事を行う場合は、占有者は、前条の規定により裁定された路面復旧面積に舗装の種別に応じて定める別表第2の路面復旧工事単価を乗じて得た額を路面復旧費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

全部改正(昭和53年規則35号)、一部改正(昭和61年規則22号・平成12年47号)

(事務費の負担)

第15条 掘削許可を受けた占有者は、次の各号に掲げる路面復旧工事を行う者の区分に応じ、当該各号に定める額を事務費として負担しなければならない。この場合において、計算して得た額に10円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

(1) 占有者が行う場合 前条の規定により算出して得た額の100分の6に相当する額

(2) 市長が行う場合 前条の規定により算出して得た額の100分の10に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占有者が水道法(昭和32年法律第177号)又は下水道法(昭和33年法律第79号)による工事を行う場合その他特に必要があると認める場合は、同項の事務費を減額し、又は免除することができる。

追加(昭和53年規則35号)、一部改正(昭和61年規則22号・63年15号・平成12年47号)

(路面復旧面積への加算等)

第 16 条 市長は、路面復旧面積を裁定する場合において、道路の実状、掘削位置等により掘削前の道路機能が十分発揮できないと認めるときは、第 13 条の規定にかかわらず、占有者と協議の上、同条の規定により算出して得た面積に必要と認める面積を加えた面積を路面復旧面積として裁定することができる。

2 前項の規定の適用がある路面復旧工事を第 12 条第 2 項の規定により市長が行う場合の路面復旧費は、第 14 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出して得た額に市長が別に定める額を加えた額とし、当該工事に係る事務費は、当該額を基礎として前条の規定を適用して得た額とする。

追加(昭和 53 年規則 35 号)、一部改正(昭和 61 年規則 22 号・62 年 16 号・平成 10 年 18 号・12 年 47 号)

(路面復旧費及び事務費の徴収方法)

第 17 条 路面復旧費及び事務費は、掘削許可の日から起算して 30 日を超えない範囲で納期を指定し、一括して徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占有者が国又は地方公共団体その他公益事業を行う団体である場合は、市長が別に定めるところにより路面復旧費及び事務費を徴収することができる。

追加(昭和 53 年規則 35 号)、一部改正(昭和 61 年規則 22 号・平成 12 年 47 号)

(路面復旧費及び事務費の不還付)

第 17 条の 2 既納の路面復旧費及び事務費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 占有者の責めに帰さない理由により掘削することができないとき。

(2) 掘削の開始前に、掘削の取消しを申し出たとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

追加(昭和 56 年規則 28 号)、一部改正(昭和 61 年規則 22 号・平成 10 年 18 号・12 年 47 号)

(占有権譲渡等の禁止)

第 18 条 占有者は、道路の占有に関する権利を他人に譲渡し、又は占有地若しくは占有工作物等を他人に使用させ、若しくは管理させてはならない。ただし、電線共同溝法第 6 条第 1 項の規定により電線共同溝の占有予定者の地位を承継する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。

一部改正(昭和 53 年規則 35 号・63 年 15 号・平成 10 年 18 号)

(連帯保証人)

第 19 条 市長は、道路の占有に関し、占有期間が長期にわたるとき、地元居住者等の利害に重大な関係がある場合その他で、必要があると認めるときは、この規則により申請をする者に市内に居住する身元の確実な連帯保証人 2 人を選任させることができる。

一部改正(昭和 53 年規則 35 号・62 年 16 号・63 年 15 号)

(代理人)

第 20 条 市長は、道路の占有に関し必要と認めるときは、この規則により申請をする者又は占有者に市内に居住する者のうちから適当な代理人を選任させることができる。

一部改正(昭和 53 年規則 35 号)

(住所変更等の届出)

第 21 条 占有者又は第 18 条ただし書の規定により占用の権利を承継しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日の翌日から起算して 30 日以内に当該事実を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 占有者、電線共同溝法第 5 条第 1 項に規定する電線共同溝の占有予定者(以下「電線共同溝の占有予定者」という。)、連帯保証人又は代理人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 相続により占有者又は電線共同溝の占有予定者の地位を承継したとき。
- (3) 占有者又は電線共同溝の占有予定者である法人の名称又は代表者に変更があったとき。
- (4) 占有者又は電線共同溝の占有予定者である法人が解散し、又は合併したとき。

一部改正(昭和 45 年規則 16 号・53 年 35 号・61 年 22 号・平成 10 年 18 号)
(道路管理者以外の者の行う工事の申請及び承認)

第 22 条 道路法第 24 条の規定により道路に関する工事又は道路の維持(以下「自費工事等」という。)の承認を受けようとする者は、自費工事等を行おうとする日の 15 日前までに、道路自費工事等施行承認申請書(様式第 9 号)3 通に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、道路自費工事等施行承認書(様式第 10 号)を申請者に交付する。
- 3 第 6 条第 1 項及び第 7 条の規定は、自費工事等の変更承認申請及び完了届をする場合に準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「道路占用、掘削変更許可申請書」とあるのは「自費工事等変更承認申請書」と、第 7 条中「工事完了届」とあるのは「自費工事等完了届」と読み替えるものとする。

追加(昭和 53 年規則 35 号)、一部改正(昭和 61 年規則 22 号・平成 10 年 18 号)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 小田原市道路占用条例施行規則(昭和 28 年小田原市規則第 12 号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、すでに従前の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による申請又は許可とみなす。

附 則(昭和 42 年 5 月 25 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、公布の日以後の掘さく許可に係る復旧費等から適用する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の掘さく許可に係る掘さく補償料等から適用する。

附 則(昭和 50 年 3 月 25 日規則第 6 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以

後の掘さく許可に係る掘さく補償料等から適用する。

附 則(昭和 53 年 9 月 30 日規則第 35 号)

- 1 この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請書の受理等をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 7 月 1 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 22 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定に基づいて調整された道路占用、掘さく許可申請書等は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の様式第 3 号の規定に基づく道路占用、掘削許可書は、当該占用許可又は掘削許可の期間が満了する日までの間は、改正後の様式第 3 号の規定に基づく道路占用、掘削許可書とみなす。

附 則(平成 4 年 9 月 1 日規則第 45 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 8 年 2 月 2 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後に開始する占用に係る占用許可の期間について適用し、同日前に開始する占用に係る占用許可の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 8 月 31 日規則第 39 号)

この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 28 日規則第 47 号)

この規則は、平成 12 年 5 月 1 日から施行し、同日以後の掘削許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

附 則(平成 12 年 7 月 3 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の占用許可に係る路面復旧費及び事務費について適用する。

別表第 1(第 13 条関係)

路面復旧幅裁定基準表

	h	a	b	W (a + 2b)
	1.2m以下	0.60m	0.30m	1.20m
	1.2mを超え 1.5m以下	0.60	0.45	1.50
		0.80	0.45	1.70
	1.5mを超え 2.0m以下	0.80	0.60	2.00
		1.00	0.60	2.20
2.0mを超える場合	$W = a + 2 \times 0.3h$ ただし、打込土留工法の場合で、h 3.5メートルのときは、 $W = a + 2(t + 1.0)$			

備考

1 この表において「a」とは掘削幅、「b」とは影響幅、「h」とは掘削深さ、「t」とは矢板高、「W」とは路面復旧幅を表す。

2 bの数値は、掘削場所の土質の状況等に応じて変更することがある。

追加(昭和 53 年規則 35 号)、一部改正(昭和 61 年規則 22 号・平成 10 年 18 号)

別表第2(第 14 条、第 15 条関係)

路面復旧工事単価表

種別		工積	単位	単価	摘要
本復旧	セメント・コンクリート舗装	舗装構成厚 55 cm	m ²	16,275 円	
		舗装構成厚 30 cm		12,600 円	
	アスファルト・コンクリート舗装	舗装構成厚 35 cm	m ²	8,400 円	
		舗装構成厚 30 cm		6,825 円	
	インターロッキング舗装		m ²	13,650 円	
	未舗装		m ²	3,675 円	砂利道又は植樹帯

仮復旧		m ²	3,150 円	
-----	--	----------------	---------	--

備考

- 1 この表において「単価」とは、市長が別に定める舗装構成に基づき算出したものをいい、当該舗装構成以外の舗装構成に係る単価については、市長が別に定める。
- 2 仮復旧の基本舗装例は、別表第3のとおりとする。
- 3 路面復旧工事において、本復旧まで施工する場合にあっては本復旧の種別ごとの単価を、仮復旧のみ施工する場合にあっては仮復旧の単価を適用する。

全部改正(平成 12 年規則 56 号)

別表第3(第 14 条、第 15 条関係)

As再生密 t = 5cm
埋め戻し材 (RC 40)

備考 この表において「As再生密」とは再生密粒度アスファルト合材、「t」とは舗装厚を表す。

追加(平成 12 年規則 56 号)

様式第1号 (第2条関係) 省略

様式第2号(第4条関係)

道路占用、掘削許可申請書 年 月 日 小田原市長 様 申請者住所 氏名 次のとおり申請します。		
申請区分		
目的		
場所		
路線名		路面 種別
占用面積等		
掘削面積		
占用期間		
掘削期間		
工作物、物件又は施設の構造		
工事の実施方法		
復旧方法		
添付書類		
備考		

一部改正(昭和50年規則6号・61年22号・平成4年45号・10年18号)
 様式第2号の2 (第4条の2関係) 省略

様式第3号 (第5条関係)

道路占用、掘削許可書		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">新 規</td> <td style="text-align: center;">番 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">号 日</td> </tr> </table>			新 規	番 年 月 日	号 日
新 規	番 年 月 日	号 日					
様		小田原市長 印					
次のとおり許可します。							
許可区分							
占用の目的							
占用の場所							
路面の種類別							
占用面積等	名 称	規 格			占用料徴収 面積等		
		長 さ	幅 (径)	面積等			
占用期間							
掘削面積	長 さ	幅	面 積	裁 定 面 積			
掘削期間							
占用料金							
復旧費及び事務費							
条 件							

全部改正(平成10年規則18号)
 様式第4号 (第5条関係) 省略
 様式第5号 (第6条関係)

道路占用、掘削変更許可申請書			
			年 月 日
小田原市長		様	
			申請者住所
			氏名
次のとおり申請します。			
許可年月日及び番号			
変 更 事 項	目 的		
	場 所		
	路 線 名	路面 種別	
	占 用 面 積 等		
	掘 削 面 積		
	占 用 期 間		
	掘 削 期 間		
	工作物、物件又は施設の構造		
	工事の実施方法		
	復 旧 方 法		
変 更 理 由			
添 付 書 類			
備 考			

一部改正(昭和50年規則6号・61年22号・平成4年45号・10年18号)
様式第6号 (第7条関係)

工 事 等 完 了 届							
						年 月 日	
小田原市長		様		届出人 住 所 氏 名			
次のとおり届け出ます。							
許可年月日及び番号							
工 事 の 場 所							
工 事 の 種 別							
工 事 施 行 期 間							
復 旧 状 況		工事責任者名 ()					
掘削内容	路面の 種 別	掘削予定面積			掘削復旧面積		
		延 長	幅	面 積	延 長	幅	面 積
備 考							

一部改正(昭和50年規則6号・61年22号・平成4年45号・10年18号)

2.2. 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準

(目的)

1. 道路上で行われる道路工事及び占用工事(以下「道路工事等」という。)の危険防止するため統一された標示及び保安施設を設置し交通の円滑を図ることを目的とする。

(適用範囲)

2. 神奈川県において管理する道路での道路工事について適用する。

(設置の方法及び位置)

3. 別紙の各標示及び施設は、工事種別に定められた位置に設置するものとする。但し別紙一覧表及び標準配置図によることが不適当な場合はこの限りでない。

(道路工事の標示)

4. 道路工事を行う場合は、必要なる道路標識を設置するほか工事区間の起終点に別紙図6-1に示す標識板を設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りでない。
なお、工事期間については、交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。

(夜間作業または昼間作業の標示)

5. 夜間作業または昼間作業を行う道路工事現場においては、別紙図6-1に示す道路工事の標示板の直上に、別紙図6-2に示す標示板A型またはB型をそれぞれ標示するものとする。

(防護施設等の設置)

6. 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケード保安柵(ネット付)等を設置し、交通に対する危険の程度に応じた赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

(迂回路の標示)

7. 道路工事のための迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中迂回路の入り口に別紙図17-1に示す標示板を設置し、迂回との途中の各交差点(迷い込むおそれのない少分岐点を除く。)において、別紙図17-3及び別紙図17-4に示す要領により道路標識「まわり道」(120)を別紙図17-2に示す補助板を附して設置するものとする。

(寸法及び色彩)

8. 形状及び色彩は別紙のとおりとし、原則としてこれを使用しなければならない。各標示及び施設の前面及び側面には定められた以外の文字、記号及び色彩を使用してはならない。但し設置区分により小規模講習等については、この限りでない。

道路工事現場においては、一般交通に対する標示を目的として、標示施設または防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管理)

9. 道路工事現場における標示板および防護施設は堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか夜間において遠

方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

(特定)

10. この設置基準は、一般的な基準であり必要に応じ、これ以外のものを指示することができる。

(実施期日)













11. この設置基準は昭和 49 年 12 月 1 日から実施する道路工事等について適用する。

標示及び施設の設置一覧表

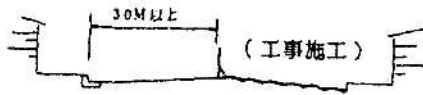
(神奈川県土木部)

標示及び施設の種別	警戒標識 規制標識				工事標示板 お願ひ板		ネット保安棚 バリケード 保安灯		回転灯		予告板		その他の					
	図-2	図-1	図-3	図-4	図-8	図-7	図-5	図-6	図-13	図-12	図-9	図-10	図-11	図-14	図-15	図-16	図-17	
区分	それぞれの工事区間の前後にそれぞれ1基(反射式及び内照照明式を併用)																	
	工事区間の起終点に各々1基																	
	工事区間の縦横断方向にそれぞれ設置																	
	工事区間の起終点の前後にそれぞれ設置																	
全面交通止	現場状況に応じて設置する																	
	図9																	
	図10																	
	図11																	
交通規制による	図12																	
	図13																	
	図5																	
	図6																	
片側通行	図7																	
	図8																	
	図13																	
	図14																	
上下同時通行	図15																	
	図16																	
	図17																	
	図18																	
路側工事	図19																	
	図20																	
	図21																	
	図22																	
歩道工事	図23																	
	図24																	
	図25																	
	図26																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>交通規制による</p> <p>○ (倍率) 1.3</p> <p>○ (倍率) 1.6</p> <p>○ (倍率) 1.3</p> <p>○ (倍率) 1.6</p> <p>○ (倍率) 1.3</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>板照明 200W スポット 水銀灯 (図-8) 工事標 示板は占用工事</p> <p>○ (必要に応じて 照明200W スポ ット型水銀灯)</p> </div> </div>																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> </div>																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> </div>																		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ (必要に応じて)</p> <p>△ (必要に応じて)</p> <p>× (必要に応じて)</p> <p>— (必要に応じて)</p> </div> </div>																		

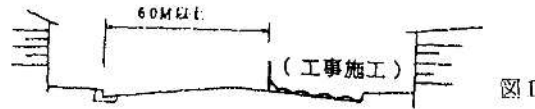
記号凡例

	ネット付保安柵 (図-5)		規制・警戒標識 (図-1.2.3.4)
	バリケード (図-6)		工事標示板、お願い板 (図-7.8)
	標識ロープ欄 (図-14)		警戒標識 (図-3)
	予告板 (図-9)		セーフティコーン (図-11)
	回転灯 (図-12)		車両進行方向 (交通流)
	保安灯 (赤色) (図-13)		信号機 (図-15)

(注) 1. 片側通行 信号機等により交通規制を行い、片側通行を行うものであり、片側車道巾員は最低3.0m以上確保する事。



2. 上下同時通行 徐行等の交通規制を行いが交通流に対して影響の少ないもの。車道巾員は最低6.0m以上確保する事。



3. 歩道工事 歩道工事を行う場合には様式図I型、J型共に最低、1人線 (0.75m) を確保する事。

4. 余裕区間長 工事延長、資器材の配置状況により決定するが一般には10mを標準とする。

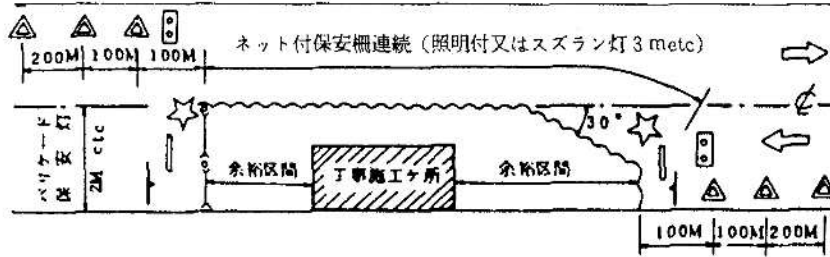
5. 工事施工延長 一区間原則として100m以内にする。ただし駅周辺、繁華街交差点踏切、橋架等については、現場状況等に応じて決定する事。

標準配置様式図

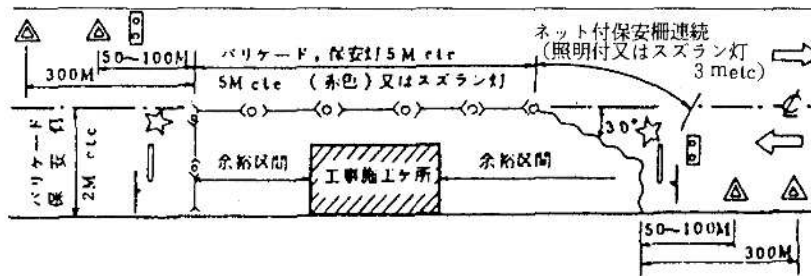
車道部

片側通行

A型 (交通量5,000台/12h以上)

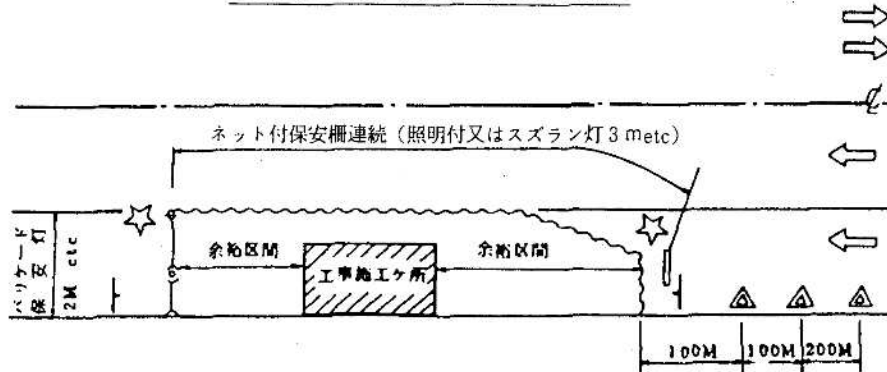


B型 (交通量5,000台/12h未満)



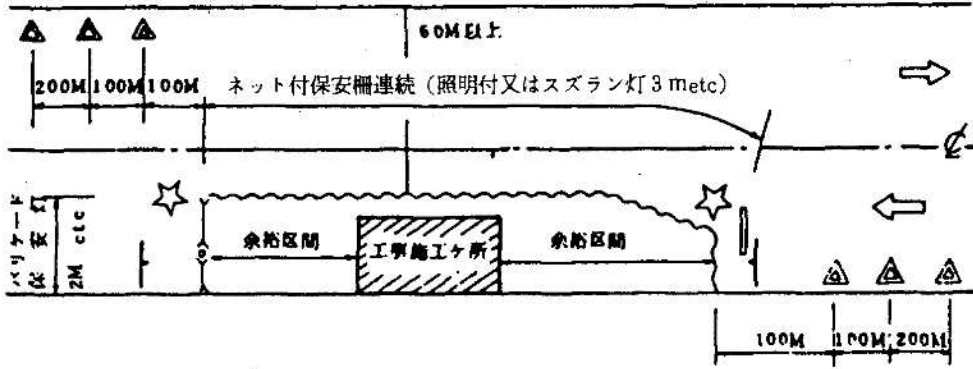
上下同時通行

C型 (4車線、交通量5,000台以上)



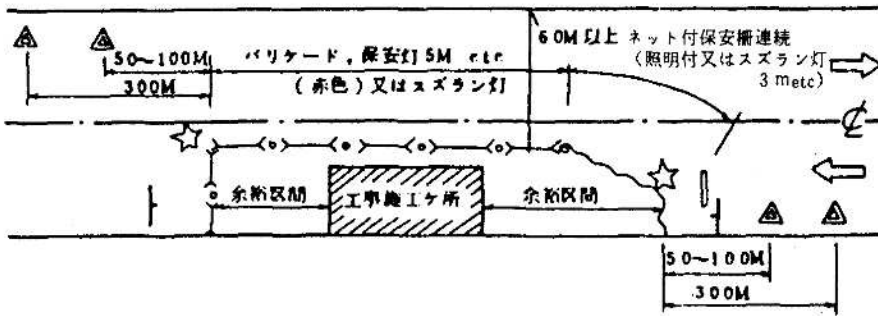
車 道 部

D型 (2車線交通量5,000台以上)

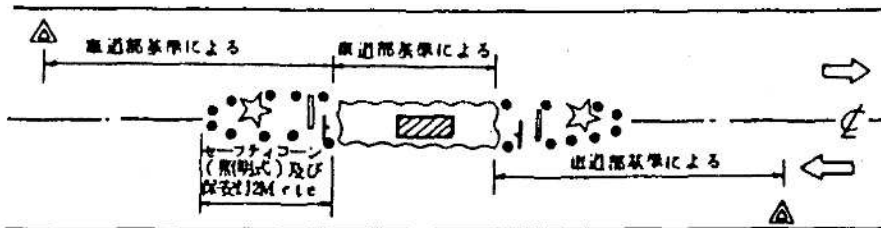


上下同時通行

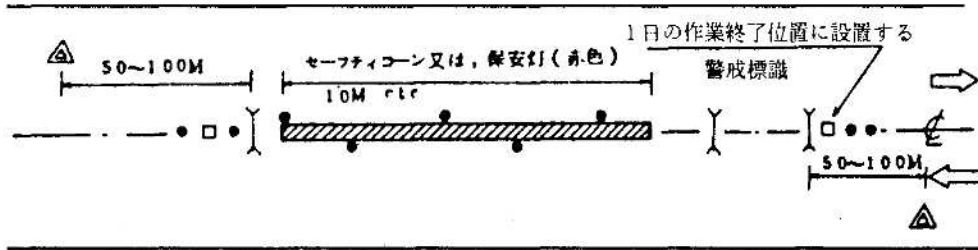
E型 (交通量5,000台/12h未満)



F型 (車道中央部工事)

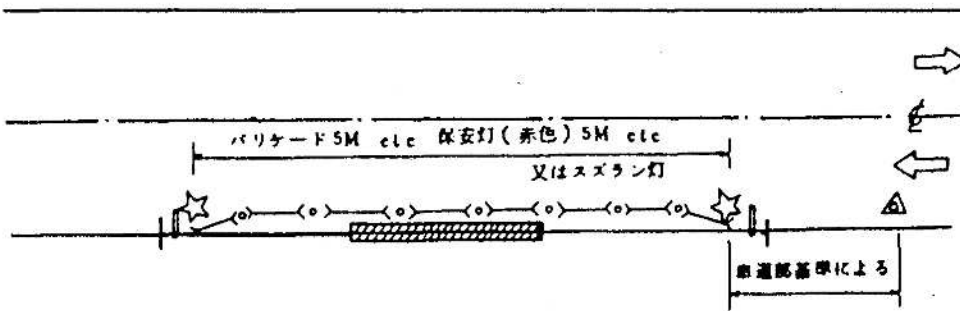


G型（区画線設置）



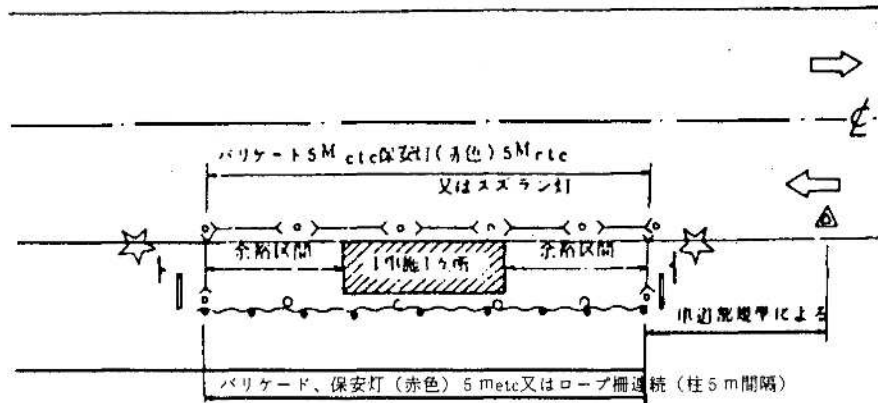
路側工事

H型（側溝工事等）

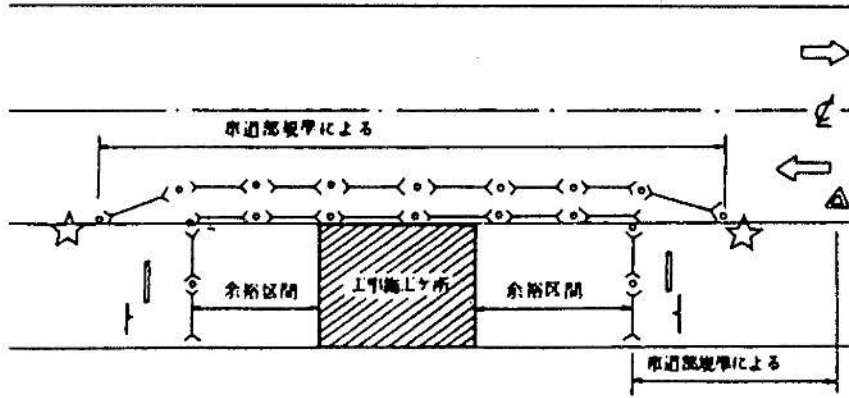


歩道工事

I型（歩道内に歩道を設置できる時）

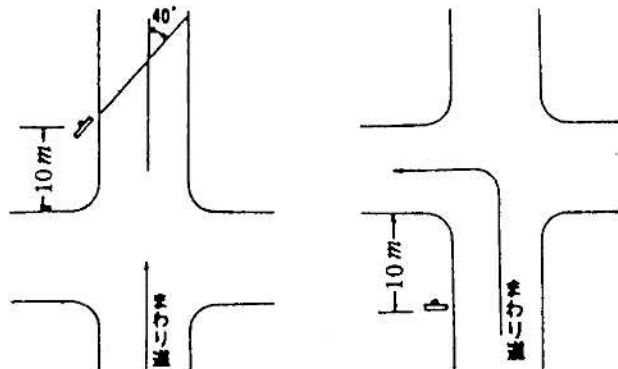
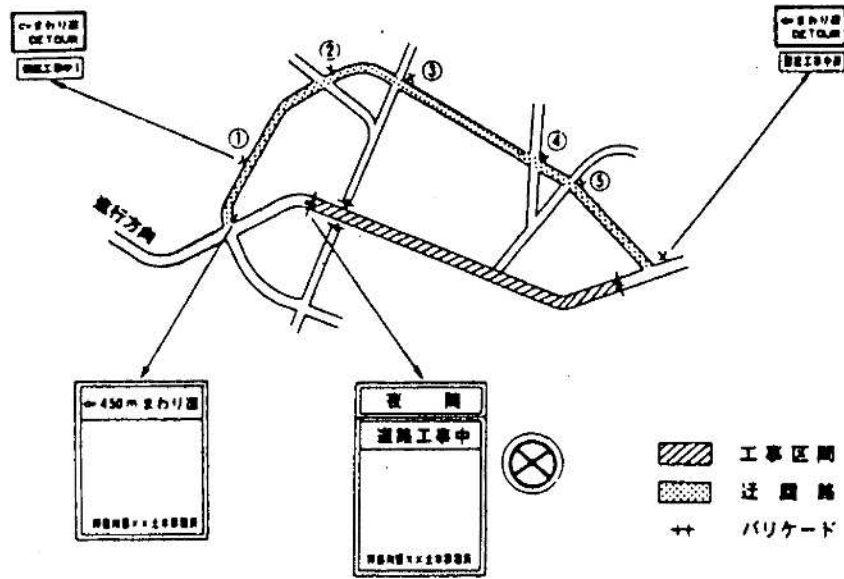


J型（車道上に仮歩道を設置する時）



迂回路の標示

進行方向に対する標識の設置例



23. 地下埋設物表示に関する取扱要領

この取扱要領は昭和46年2月及び3月に一部改正された道路法施行令(昭和46年政令第20号)及び同法施行規則(昭和46年建設省令第6号)に伴う地下埋設物表示の効果的な運用と関係事業者間の円滑なる相互連絡を図り、もつて道路管理の適正化と地下埋設物の安全管理を行うことを目的とする。

(表示を要する道路)

第1 地下埋設物の表示をしなければならない道路は、神奈川県内の道路(昭和27年法律第180号)に基づく神奈川県が管理する道路とする。

但し、将来管理する予定の道路についても表示するよう措置を講ずるものとする。

(表示を要する地下埋設物)

第2 次に掲げる地下埋設物については表示しなければならない。

- ア 認定電気通信事業者が管理する通信線
- イ 東京電力株式会社が管理する電力線
- ウ 水道管
- エ 下水道管
- オ ガス事業法により許可を受けたものが管理するガス管
- カ その他、道路管理者が指定する地下埋設物

2 前項各号のうち次に掲げるものは表示を要しない。

- ア 各戸引込管
- イ 管路に収容されない電線
- ウ 外径0.08メートル未満の管及び管路
- エ 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフ

(表示の色別)

第3 地下埋設物の色別は「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニールテープ等の地色について」(昭和46年5月6日付け建設省政発第59号及び同第69号建設省道路局路政課長通達)に基づき次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| ア | 通信線 | 赤色 |
| イ | 電力線 | オレンジ色 |
| ウ | 水管 | 青色 |
| エ | 工業用水管 | 白色 |
| オ | 下水道管 | 茶色 |
| カ | ガス管 | 緑色 |
| キ | その他道路管理者が指定した地下埋設物については、その都度定める。 | |

(表示方法等)

第4 表示に使用する材料等及び表示方法は、次のとおりとする。

(1) テ - プ若しくはシ - ト又は明示板により行うものとし、その規格はおおむね次のとおりとする。

- ア テ - プ 幅3センチメートル以上
- イ シ - ト 幅15センチメートル以上
- ウ 明示板 縦15センチメートル以上×横7センチメートル以上

- (2) テ - プ及びシ - ト並びに金属製又は陶製以外の明示板の材質は低密度のポリエチレン又は塩化ビニ - ル等の重合樹脂材等で耐薬品性にすぐれバクテリアにより腐食することなく弾力性に富むものとし、生地の色料及び表示文字等が長期にわたり退色しないよう良質のものを使用するものとする。
- (3) 明示材料の接着剤は、明示材料が設置後において長期間にわたり、すれ、めくれ及び脱落しない良質のものを使用するものとする。
- (4) 表示の方法は、おおむね2メートル以下の間隔で行うものとする。
- (5) 当該占用物件又はこれに附属して設けられた物件に、ビニ - ルその他の耐久性を有するテ - プを巻き付ける等の方法により行うこととする。
- (6) さや管等の設置を推進工法により行う場合にあっては、当該さや管等に明示内容を直接印刻し又は明示板を設置したのちに行うものとする。

(表示の時期)

第5 地下埋設物表示の時期は次のとおりとする。

- (1) 地下埋設物を新設する場合は、埋戻し前に表示するものとする。
- (2) 既設の地下埋設物が露出した場合は、埋戻し前に表示するものとする。

(各事業者間の連絡方法)

第6 地下埋設物の事業管理者は、試験掘削維持補修あるいは他事業管理者の埋設工により地下埋設物が露出したときは、関係事業管理者間で十分なる相互連絡をとり責任をもって表示するよう万全の措置を講ずるとともに本取扱要領を遵守すること。

- 2 各事業管理者は掘削占用工事に先立ち試験掘を行い地下埋設物状況を把握するものとする。

(付則)

第9 この取扱要領は、昭和47年1月6日から適用する。

24. 提出書類様式集

様式第2号

給水装置工事変更・取消届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

工事施行者 住所

氏名

印

次の給水装置工事の変更・取消しをしたいので届け出ます。

台帳受付	平成 年 月 日 第 号		
工事の種類	新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ その他		
水栓番号 (需要者番号)		給水装置 の種類	
給水装置所在地	小田原市		
届出人	住所		
	氏名		
変更又は取消し の理由			
備考			

様式第4号

代 理 人 選 定 届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

届出人 住所

氏名

印

次のとおり届け出ます。

給水装置所在地		小田原市		
水 栓 番 号 (需要者番号)		給水装置 の 種 類		
用途及び区分				
所有者	住 所			
	氏 名			
代理人	住 所	小田原市		
	氏 名	印	電話	
	方 書			

総 代 人 選 定 届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

届出人 住所

氏名 印

次のとおり届け出ます。

給水装置所在地	小田原市	
種 別		
総 代 人 の 別		
総代人	住 所	
	氏 名	

水道メーター等紛失届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

届出人 住所

氏名

印

今般、小田原市 に設置してありました水道メーター及びメーターボックスを建物解体・整地の際、当方の管理不行届きにより紛失しましたので届け出ます。

なお、紛失した水道メーター及びメーターボックスの損害については当方にて賠償いたします。また、紛失した水道メーター及びメーターボックスが見つかった場合には、直ちに返却いたします。

支払者	住所			
	氏名		電話	
水栓番号	需要者番号	メ-タ-口径	メ-タ-番号	

合 計

メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-ホ`ックス		個

指定給水装置工事事業者 _____

様式第9号

給水課長	副課長	係長	担当	担当者	月 H	給水課

給水装置使用開始届

小田原市水道事業管理者様

住所
届出人
氏名

次のとおり届け出ます。

需要者(水栓)番号		用途	異動事由 10 開始 11 中止	受水槽 有効 m ³	検針	受付・開始 年月日 平成 年 月 日	受付番号						
給水装置所在地		小田原市				業者 No.	親子コード						
使用者	ふりがな 方 書					メーター口径	検・満年月日						
	ふりがな 氏 名					メーター番号							
納入(料金支払)者	住所 ふりがな 方 書					メーター位置	取付指針 m ³						
	ふりがな 氏 名					地区コード	配水池						
所有者	住所 ふりがな 氏 名					検針伝票 整 理							
	住所 ふりがな 氏 名					マスター 確 認							
用途区分	親子コード	板 路				計 針 位 置							
	親子コード	板 路				計 針 位 置							
1	営計、家庭用	01	親メーター (受水槽)	1	正面・左	11	門	28	ボイラ	34	受水槽	47	水の5馬
2	営計、事業用	02	子メーター	2	左・手前	13	木戸	24	事務所	35	浄化槽	40	ベランダ
3	営計、娯楽用	03	親子メーター	3	左・奥	14	庭	25	工場	36	トイレ	50	玄関
4	営計、公共用	04	親子メーター	4	裏・左	15	花壇	26	作業場	37	風呂場	51	ボスト
5	営計、公共用	05	親子メーター	5	裏・右	17	車庫	27	店舗	38	台所	58	奥氏
6	営計、公共用	06	親子メーター	6	右・奥	18	物置	28	電柱	10	立上り	51	シャワー
7	営計、公共用	07	親子メーター	7	右・手前	19	小屋	29	庭	41	入り	55	洗濯
8	営計、公共用	08	親子メーター	8	正面・右	20	倉庫・蔵	31	プラン	12	壁	57	カーラー
9	営計、公共用	09	親子メーター	9	屋外	21	階段	32	ボイラ	13	台	58	勝手口
						22	ポンプ	33	ボイラ	14	台	59	その他

様式第 1 2 号

平成 年 月 日 受付 第 号

給水課長	副課長	係長	担当	担当者	月 日	給水課

給水装置種別・用途変更届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住 所.....

届出人

氏 名..... 印.....

次のとおり届け出ます。

需要者番号	水栓番号	メーター口径	メーター番号	業者
水栓所在地	小田原市			検針伝票 整 理
変 更 事 項	旧		新	マスター 確 認
所 有 者	住 所			マスター 整 理
	ふりがな 方 書			水栓番号 整 理
	ふりがな 氏 名	電話 ()		
変更理由				

様式第11号

平成 年 月 日 受付 第 号

給水課長	副課長	係長	担当	担当者	給水課 月 日

給 水 装 置 中 止 届
廢 止

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住 所

届出人

氏 名

次のとおり届け出ます。

需要者番号		水柱番号		異動理	開閉区分	開 閉 日	
						平成 年 月 日	
給水装置所在地 小田原市				メーター流量 m ³		使用水量	
使用者氏名				電話		認定区分 業者名	
納 入 精 算 者	住 所						
	ふりがな 氏 名			電話	異 動 日 平成 年 月 日 午前・午後 :		
所 有 者	住 所			メーター口径		下 水 道 有 ・ 無	
	ふりがな 氏 名			電話	メーター番号 - -		
備 考		設置年月日		検針伝票 整理	庫入伝票 整理	マスター 確認	マスター 整理
		平成・昭和 年 月 日					水柱番号 台帳整理

様式第16号

平成 年 月 日 受付 第 号

給水課長	副課長	係長	担 当	担当者	月 H	給 水 課

給 水 装 置 所 有 者 名 義 変 更 届
住 所

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

届出人 住 所
氏 名 ㊦

次のとおり届け出ます。

需要者番号	水栓番号	用 途 区 分
		1. 普計、家庭用 3. 特計、浴場用 5. 特計、臨時用 2. 特計、事業用 4. 普計、共用栓
水栓所在地	小田原市	

名義変更

旧 名 義 人	住 所	㊦	引 継 年 月 日 平成 年 月 日		
	氏 名		変 更 理 由 売買・相続・贈与・譲渡 (その他)		
新 名 義 人	住 所	㊦	業者No.		
	ふりがな 氏 名		電話 ()	マスター 確 認	マスター 受 理

住所変更

旧 住 所	業 者 No.		
	マスター 確 認	マスター 受 理	水栓番号 台帳整理
新 住 所			

様式第 8 号

給水装置工事検査申込書

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

申込者

氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

小田原市給水条例第 5 条第 2 項の規定による給水装置工事完了後の検査を受けたいので、次のとおり申し込みます。

給水装置工事の種類			
給水装置所在地	小田原市		
水 栓 番 号 (需 要 者 番 号)		給水装置 の 種 類	
給水装置工事の施主	氏名又は名称 住 所		
工事着手年月日	平成 年 月 日		
工事完成年月日	平成 年 月 日		
建 物 名 称 等			
給水装置工事主任 技術者の氏名			
検査予定年月日	平成 年 月 日 検査員		印

水道メーター等き損届

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

届出人 住所

氏名

印

今般、小田原市 に設置してありました水道メーター及びメーターボックスを当方の管理不行届きによりき損しましたので届け出ます。
 なお、き損した水道メーター及びメーターボックスの損害については当方にて賠償いたします。

支払者	住所			
	氏名		電話	
水栓番号	需要者番号	メ-タ-口径	メ-タ-番号	

合 計

メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-口径	mm	個
メ-タ-ボックス		個

指定給水装置工事事業者 _____

子メーター設置工事申請及び施工承認願

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

施工業者 住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり工事の施工をしたいので承認願います。

建物の名称	
設置場所	小田原市
用途及び区分	家庭用 () ・ 事業用 ()
世帯数	世帯
水道メーターの 口径及び個数	口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個
工事完了年月日	平成 年 月 日
関係図書	位置図・平面図・配管図・配管系統図・室番号図・誓約書
承認事項	

平成 年 月 日 工事の承認したことを証明します。

検査員 職氏名

印

様式第1号(第4条関係)

子メーターによる計量等申請書

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

建物の名称	
設置場所	小田原市
用途及び件数	家庭用 件 ・ 事業用 件
水道メーターの 口径及び個数	口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個 口径 mm 個数 個
指定給水装置工事 事業者	
関係書類	居住者名簿・誓約書・建物の位置図・建物の平面図・ 給水系統図・給水管配管図・PS詳細図・各室番号 図・貯水タンク詳細図・貯水タンク容量計算書

子メーターによる使用水量の計量及び水道料金の算定を希望しますので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

受付 第 号 平成 年 月 日

給水装置増設工事施行承認願（簡易）

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住所
申請者 氏名 印
住所
工事施行者 氏名 印

次のとおり工事の施行をしたいので承認願います。

設計	メーター情報	検・検 需 量水器	精算	
給水課長	設置場所	小田原市	給水課長	技術管理者
	住所			
	氏名			
副課長	使用者氏名		副課長	
係長	設計月日	平成 年 月 日	係長	
	完成予定月日	平成 年 月 日		
査定	市 納入通知	平成 年 月 日	査定	
	納 納入月日	平成 年 月 日		
	金 設計審査手数料	円		
審査			審査	
受付	水栓口数 旧 口・新 口		受付	

給水装置工事主任技術者名
印

平成 年 月 日
完成検査に合格したことを証明する。
検査員 印

小田原市上水道給水装置工事
事前施行申請書

係長	担当者	給水課

平成 年 月 日
受付第 号

小田原市水道事業管理者 様

住所
工事施工者 _____

氏名 _____ ㊟

給水装置工事主任技術者

給水装置工事の承認前に工事施行いたしたく、次のとおり申請します。
(必ず申込書(給水装置工事施行承認願)と同時に申請すること。)

給水装置工事申込住所	小田原市
給水装置工事申込者	
事前施行着手日	平成 年 月 日
事前施行が必要な理由 (具体的に記入すること)	
給水装置工事施行承認願の提出日	同時・()
工事種類	新設・改造・増設・臨時・その他()

※ 給水装置工事施行承認願をコピーし、事前施行箇所を朱色で着色すること。

小田原市上水道給水装置工事施行 仮承認済書 平成 年 月 日
受付第 号

様

小田原市水道事業小田原市長

給水装置工事の事前施行については、下記の条件により仮承認いたします。

仮承認の条件

1. 給水装置工事施行について、7日以内に承認を受けること。
(承認とは、審査が終了し設計審査手数料及び水道利用加入金が納金された時点である。)
2. 事前施行と給水装置工事施行承認願に異議が生じた場合には、必ず改修工事を行うこと。
3. その他()

給水装置工事申込住所	小田原市
給水装置工事申込者	
事前施行着手日	平成 年 月 日

給水装置係長 _____ ㊟

給水課長 副課長 係長	担当	担当者	給水課
			月
			日

改造水道メーター取替伝票

需要者番号	水栓番号	受付番号	検針伝票 整理	マスター 種別	マスター 整理	水栓番号 台帳整理
水栓所在地	小 山 原 市					
使 用 者	ふりがな					
	方 書 ふりがな 氏 名					
取外メーター	メーター口径	メーター番号	取外メーター指針			
取付新メーター	— —		m ³			
	メーター口径	メーター番号	新メーター指針	検・満年月日		
認定区分	取替事由	メーター位置	取替年月日			
用途区分	06 (改造)		平成 年 月 日			
	設備区分	受水槽	親子区分	指定業者No.		
	有効		m ³			

用途区分	親子コード	メーター位置					
		機 種 詳 細 位 置					
1 世計・家庭用	01 親メーター (受水槽)	1 正寄・左	11 戸	23 ボイラ	34 受水槽	47 六のり場	
		2 右・手前	13 大戸	24 事務所	35 洋トイレ	49 ベランダ	
2 世計・事業用	02 子メーター	3 左・奥	14 庭	25 二場	36 トイレ	50 玄関	
		4 奥・左	15 花壇	26 作業場	37 風呂場	51 ゴミト	
3 世計・浴場用	03 親子メーター割	5 奥・右	17 馬車駐車場	27 店舗	38 台所	55 裏門	
		6 右・奥	18 物屋	28 露地	40 立上り	56 玄関	
4 世計・共用全	04 親子メーター子	7 右・手前	19 土庫	29 畑	41 入口	58 御座	
		8 正寄・右	20 倉庫・蔵	31 プラザ	42 橋	57 ターナー	
5 世計・臨時全	05 大型メーター (20mm以上)	9 左・奥	21 階段	32 ガス庫	43 倉	58 勝手口	
			22 バンブ	33 藪	45 自主車庫	60 その他	

第 号

給水課長	副課長	係長	担当	担当者	月 日	給水課

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

申請者 住所

氏名 印

水道利用加入金減額（免除）申請書

このことについて、別紙の給水装置工事申請書による水道利用加入金を次の理由により、小田原市給水条例第29条の規定に基づき、減額（免除）を受けたく申請いたします。

給水装置設置場所	小田原市				
旧給水装置設置場所	小田原市				
旧水栓番号		旧需要者番号			
旧水道メーター口径		番号			
中止年月日					
廃止年月日		施工業者			
施工業者					
減額（免除）を受けようとする理由					
添付書類					

*	台帳受付	平成 年 月 日	第 号
*	規定加入金	円	減額算式
*	減免額	円	
*	徴収額	円	要綱算式

（注）*印欄は、記入しないこと。

道路
水路 占用・掘削許可申請書

平成 年 月 日

小川原市長様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
施工業者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____
担当者 _____

次のとおり申請します。

申請区分	○占用 ○掘削 ○占用掘削		
目的			
場所	小川原市	申請者	
路線名 水路名		路面 幅員	
占用面積	長さ m	外径 mm	口径 mm 面積 m ²
掘削面積	長さ m	幅 m	面積 m ²
占用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
掘削期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの内 日間		
工作物、物等又は 施設の構造	別添のとおり		
工事の実施方法	開 削		
添付書類	①位置区 ②平面図 ③断面図 ④現況写真 ⑤工程表		
備考			
<p>上記の面積は、給水装置工事申請書と相違ないことを承認する。</p> <p>平成 年 月 日 給水第 号 水道局給水課給水装置係長</p>			

工事に給水装置を設ける給水装置工事について (給水栓を1栓設ける工事)

1 総則(給水栓の種類)

給水装置新設工事のうち、建築物の給水装置計画が決定していない(建築確認が許可申請中等)状態で、工事用として給水装置を設ける場合は、給水栓用途を「臨時用」とする。(小田原市水道給水条例第20条)

2 適用

工事用の給水装置は、後続して行われる建築工事等のための工事用として位置付けられるものであり、建物の給水装置工事を速やかに申し込むとともに建物の給水装置工事の施行承認(納金)までの間は、臨時用の料金適用とする。

3 誓約等

工事に給水装置を設けるときは、「誓約書(工事に給水装置を設ける給水装置工事について)」を給水装置工事申込時に管理者に提出しなければならない。

4 給水栓の種類の変更

給水装置工事の増設工事施行承認時に「給水装置種別・用途変更届」を提出し用途の変更を行う。

適用年月日は、平成24年4月1日

【参考】

臨時用の料金

基本料金 20m³まで8,800円 20m³を超える分は1m³につき365円

平成 年 月 日

誓 約 書

小田原市水道事業管理者 小田原市長 様

この度、小田原市_____地内において工事用給水装置工事（給水栓を1栓設ける工事）を申込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事着手前に小田原市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

なお、給水装置工事の施行承認を受けずに工事を実施した場合には、後続の給水装置工事を手続きし承認されるまでの間、工事用（臨時用）料金適用とし、工事申込み、給水装置の是正工事等、水道局の指示に従います。水道局の指示に従わない場合には、小田原市水道給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約のすべてを継承します。

工事場所 小田原市_____

給水装置事業社名 _____

工事申込者 住 所

氏 名 印

給水管の舗装先行取出し工事について

1 総則

給水装置新設工事で、開発行為、宅地造成等で給水管の配水管の取り付けが条件となる場合及び道路が確実に舗装されることが確実で、5年以内に給水装置新設工事を行い水道水の供給を受けることが確実であることなど、その必要があると判断された場合は、給水装置の一部施行として止水栓までの取出し工事を先行して施工することができる。

2 維持管理等

舗装先行し取出した給水装置の維持管理は、給水装置工事の申込者の責務とし、維持管理等について「誓約書」を給水装置工事申込み時に管理者に提出しなければならない。

また、計画変更等により先行し取出した給水装置が不要になった場合には申込者の負担で撤去するものとし、所有者が変更された場合には不要管撤去を含め、維持管理の責務を継承しなければならない。

平成 24 年 4 月 1 日適用

誓 約 書

この度、下記地内における宅地造成等に伴う道路舗装に先行して各区画への給水管を取出す工事を行います。将来計画の変更等で、当該工事にて施行した給水管が不要になった場合には自費にて撤去し、給水管に不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修します。

また、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について継承することを誓約いたします。

工事内容

1. 給水管取出し場所 _____
2. 給水管取出し口径、箇所数 口径 mm x 箇所

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

給水装置工事申込者 住 所

氏 名

印

誓 約 書

小田原市水道事業管理者 小田原市長 様

小田原市_____において施工する給水装置工事につきましては、

水の出の不良については、一切市水道局に対し、苦情は申しません。

水の出が不良のときは、自費を持って給水装置及び引込管を改良いたします。

平成 年 月 日

工事申込者 住 所

氏 名 印

誓 約 書

小田原市_____に設置する

消火用施設の維持管理は責任をもって行います。

なお、市水道局の断水・減水等により消火用施設の故障及び水量不足等が生じた際も市水道局に対し、一切苦情などは申しません。

平成 年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

工事申込者 住 所

氏 名

印

既設給水管使用確認書

小田原市水道局給水課長 様

この度、既設給水管を使用して給水装置工事を施工いたしますが施工に先立ち、既設給水管が使用可能か確認を行ない、その状態について施主に説明を行なってから着手いたします。

給水装置工事箇所 小田原市 _____

既設給水管 管種 () 管径 () 施工年度 ()

平成 年 月 日

工事施工者

所在地

商号又は名称

Ⓔ

代表者

様式第4号（第6条関係）

既設給水管の統合承諾書					
					年 月 日
小田原市水道事業管理者 様					
この度小田原市 から までにおける水道管布設工事を実施するに当たり、私の所有する給水管を撤去し給水切替を行うことを承諾します。					
承諾者一覧表					
氏名	住所	設置場所	需要者番号	水栓番号	印

様式第1号（第5条関係）

配水管等工事申請書	
年 月 日	
小田原市水道事業管理者 様	
申請者	住所 氏名 電話 印
施工者	住所 会社名 代表者名 担当者名
<p>自費施工による配水管等整備事業費事務取扱要綱第5条に基づき、次のとおり申請いたします。</p>	
布 設 場 所	
申 請 理 由	
開発工事の有無	
競合工事の有無	
道 路 種 別	
工 事 概 要	
添 付 書 類	位置図・公図写・工事施工図面
備 考	

様式第2号（第6条関係）

配水管等工事協定書

工事番号 番の配水管工事に関し、小田原市水道事業管理者（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（工事の施行）

第1条 工事の施行において、甲は配管計画、現地立会い、通水作業、断水立会い等を施行し、乙は配水管工事及びそれに附随する工事を自費で甲が定める規定等にしがい施行する。なお、乙は甲が本件施設を包括して樹立する給水計画及び同計画に基づく施行に対し異議を申し立てることができない。

（工事の実施時期）

第2条 乙は、甲が給水装置工事施行承認願の審査し、乙が設計審査手数料を甲に納入した後、工事を施行する。

（検査）

第3条 乙は、当該工事が完了したら、速やかにその旨を甲に報告し、甲の実施する完了検査を受けなければならない。また、乙は検査にあたっては、施工者を立会わせなければならない。

2 乙は、前項の検査により甲から手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応し、甲に報告しなければならない。

（施設の譲渡）

第4条 乙は、甲の完了検査を受けた後、速やかに当該給水施設の譲渡に必要な書類を甲に提出するものとし、当該書類を受領した日をもって当該水道施設を甲に譲渡する。

（かし担保）

第5条 甲は、当該水道施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかし補修を請求し、又は補修に代え若しくは損害賠償の請求をすることができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は、補修を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、当該水道施設の譲渡を受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。

（維持管理）

第6条 この協定に定める水道施設に関し、甲が正当な理由に基づいて行う維持管理の行為に対し、乙は異議を申し立てることができない。

（解除）

第7条 この協定締結後、相当日数経過後においても乙の事由により工事の完了がで

きないときは、この協定の一部又は全部を解除することができる。

(その他の事項)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各一通保有する。

平成 年 月 日

甲 小田原市高田401
小田原市水道事業
小田原市長

乙

様式第5号（第9条関係）

水道施設譲渡届		年 月 日
小田原市水道事業管理者 様		
申込者 住所 氏名		印
この度布設した水道施設（給水管を除く。）を無償譲渡しますので、届出します。		
設 置 場 所		
管種・口径・延長		
仕切弁及び消火栓	仕 切 弁	
	消 火 栓	
工事完成年月日		
分 譲 管 番 号		
工事施行指定業者		
添 付 書 類	位置図・竣工図・オフセット図	

注：印は、印鑑登録しているものを押印してください。

印鑑登録証明書を添付してください。

配管工等届出書

年 月 日

小田原市水道事業管理者 様

住所
氏名 印

次のとおり届け出ます。

工 事 名		
工 事 場 所		
小田原市上水道配管工事 規程第3条に規定する 配管工	住 所	
	氏 名	
	資格番号	
建設業法施行令に定め る管工事施工管理の検 定種目に合格した者	住 所	
	氏 名	
	資格番号	
職業能力開発促進法施 行令に定める配管の技 能検定に合格した者	住 所	
	氏 名	
	資格番号	

証明書をコピーし添付すること。

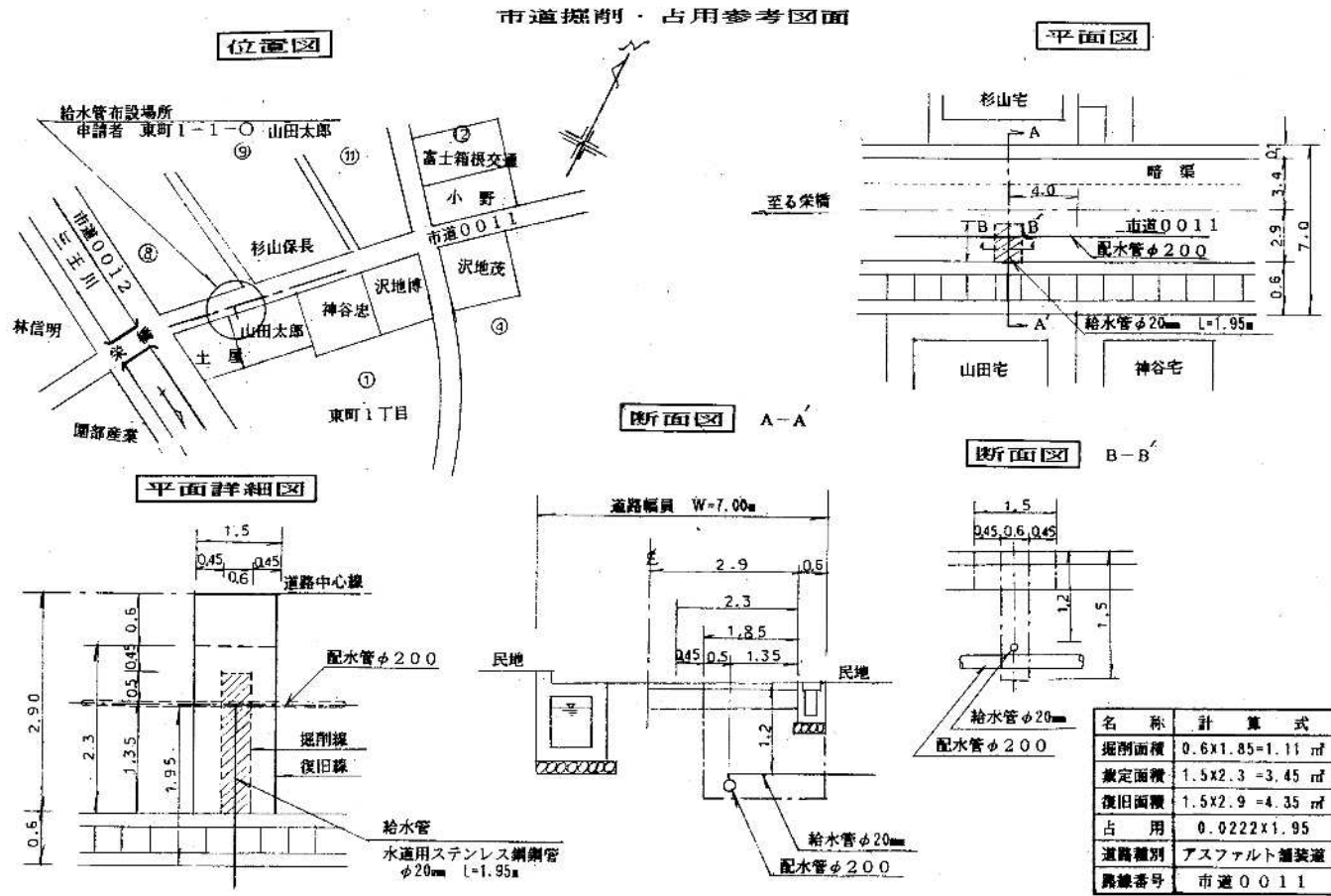
26 施設の管理状況
H22アンケート回答

平成23年	水槽等の定期検査	実施している・していない	年1回の法定検査
	水槽等の定期点検	実施している・していない	
	給水装置等の月例点検	実施している・していない	
	水質検査の実施	実施している・していない	
	管理状況の記録	ある・ない	

給水装置工事施行承認願 (区分 新設・改修・増設)

受付第			年度			住居表示			区画			申請者番号			役 別					
小田原市水道事業 小田原市局 様 給水装置工事を申請するのをご承認願います。 なお、給水装置工場の申請及び施工、水道利用加入金の納入、 違付金の取扱いについては、下記の工事施行者で一切の責任を 委任します。 工事申請者 氏 名 印 所在地 工事施行者 尚号又は名称 印 代表者 設計者印(設計者の納入(白紙者・施主者))						1 建築確認済書 No.			2 建築確認済書 No.			3 加入金受領書 No.			4 道路利用許可書 No.			5 設計者(施主)印 道路使用許可書 No.		
						水栓番号									申請地					
給水装置所在地 小田原市						承 認 印						4								
所有者 氏名 印						設計 年 月 日														
使用用途 家族用・事業用()・臨時用						完成 年 月 日						備 考								
地 主 氏名 印			住所 氏名 印			納入通知 年 月 日			管 径			水道メーター			給水課長					
												管 径						数 量		
家屋所有者 氏名 印			住所 氏名 印			納入 年 月 日			管 径			メーターボックス			課長					
												メーターボックス						数 量		
支 分 区 (本管区) 第 号 (から分岐) (給水装置あり)			住所 氏名 印			給水装置量 m ³ /日			管 径			メーターボックス			課長					
												メーターボックス						数 量		
私所有者の給水装置から分岐給水することを希望し、この申請書提出により申請が生じたときは、当該申請を受理します。						給水装置			管 径			給水課長								
私所有者の土地について給水装置及び一階の配管を申請します。この申請書提出により支障が生じたときは、自己責任で解決します。						給水装置			管 径											
地 主 氏名 印			住所 氏名 印			給水装置 立止・貯水槽			管 径			給水装置工事施行に合格したことを証明する。			課長					
																		給水装置		
1 私及び、市から所有された水道メーターの優良な管理を命じ、破壊し、又は損失した場合は、事業管理者の旨の報告書を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合は、自己をもって修繕いたします。						給水装置			管 径			課長								
氏 名 印						給水装置			管 径			課長								
氏 名 印						給水装置			管 径			課長								

25. 道路占用掘削申請図



(注) 上記参考図面の縮尺は任意であり、実際の申請図面の縮尺は
 平面図1:250、断面図1:100にて作成すること。

2.6.断水回覧

断水のお知らせ

本館工事（給水の切）のため、入館に迷惑をおかけいたしますが、止むを得ず、お宅様の水道を止めさせていただきます。
つきましては、ご不便、ご迷惑をおかけする上存じますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

断水日時	平成20年10月10日（月）
断水時間	午後10時00分から翌日の午前まで
断水区域	小田原市（総合支店）
工事箇所	小田原市（小田原駅）（佐野区等別）
交通規制	車両通行止め

※お願い

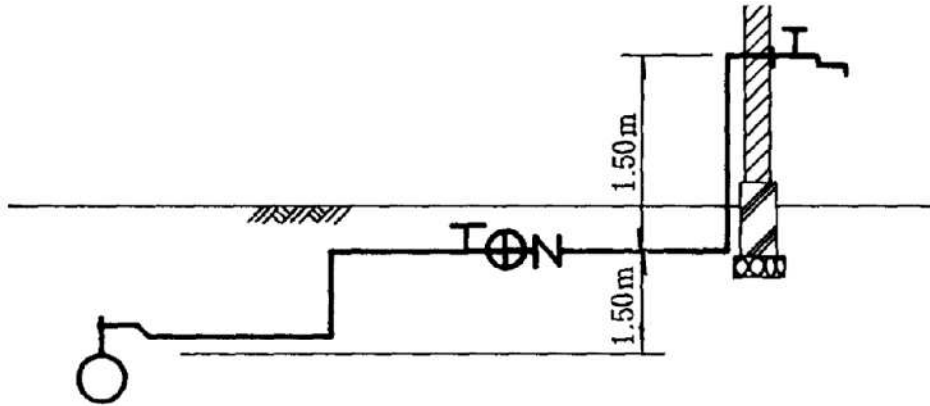
1. あらかじめ、水栓機器等をお見直しください。
2. 雨天の場合は、10月10日（月）の同様に延期いたします。
3. 工場の都合で、多少時間が変わることがありますのでご留意ください。
4. 断水の間は、断水は必ず確認しておいてください。
5. 断水後、湧き出る湯があります。捨て水をしてからご利用ください。
湧き出る状態で使用すると節湯器、節水器、洗剤剤座付トイレ等は、設置の順序となるおそれがありますので、他の地点で水の確保してからご利用ください。
6. 断水終了後、断水・水栓タンク等の確認が完了し、点検をお願いたします。
7. 断水後（タンク）、緊急用として給水タンクを利用される方は、必ずバルブを締め、蓋がはまらないようご注意ください。
8. 火の元には十分注意して下さい。

主 管 先		
東 二 幸 者	0000	Tel. 00 0000
	小田原市水道局給水課	Tel. 41 1232



27. 水量・管口径の計算例

例題1 流量Qを求める



(1) 計算条件

配水管の水圧 0.30MPa
 配水管の口径 13mm
 給水管の長さ 21.5m

(2) 計算手順

各換算長さを求めて給水管の長さに加える。
 設計水圧を算出する。
 有効水頭を求める。
 動水勾配を求める。
 ウェストン公式図表より流量を得る。

(3) 解

図表2-6-9より

20mm	分岐栓	2.0m
20mm	副止水栓	2.0m
13mm	逆止弁	1.5m
13mm	水道メ - タ -	4.0m
13mm	給水栓	3.0m
13mm	管長	21.5m
	計	34.0m

$$0.30 - 0.10 = 0.20\text{MPa}$$

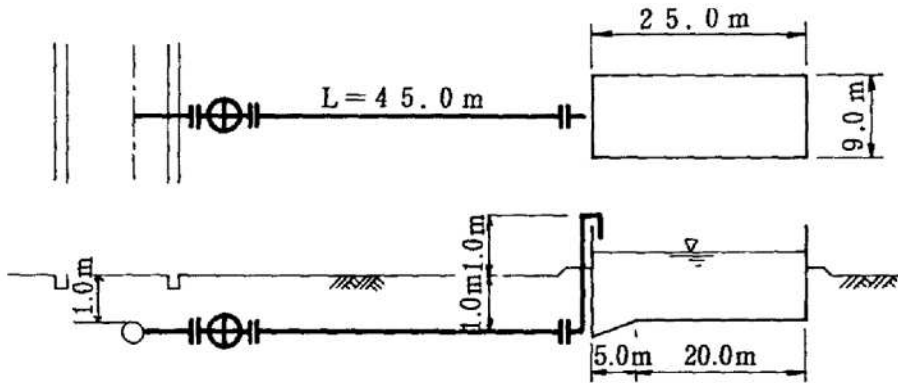
$$H = \text{水頭} - (\text{土被り} + \text{立上がり})$$

$$= 20 - (1.5\text{m} + 1.5\text{m}) = 17\text{m}$$

$$I = H \div L = 17.0 \div 34.0 = 500\text{‰}$$

図表2-6-4により 13mm の線との交点より $Q=0.32\lambda/\text{sec}$ を得る。

例題2 口径Dを求める



(1) 計算条件

プ - ル容量	229.5m ³
配水管の水圧	0.11MPa
配水管から給水口までの延長	45m
給水時間	6 時間半

(2) 計算手順

- 口径を設定する。
- 各換算長さを求めて給水管の長さに加える。
- 設計水圧を算出する。
- 有効水頭を求める。
- 動水勾配を求める。
- ヘ - ゼン・ウィリアムス公式図表より流量を得る。
- プ - ル容量と流量より給水時間を求める。

(3) 解

口径を 100mm と仮定する。

図表 2 - 6 - 10 より

100mm 羽根車式水道メ - タ -	120m
90° 曲管 3 箇所	4m × 3 = 12m
管長	45m
計	177m

$$0.11 - 0.05 = 0.06\text{MPa}$$

H=水頭 - 立上がり

$$= 6\text{m} - 2\text{m} = 4\text{m}$$

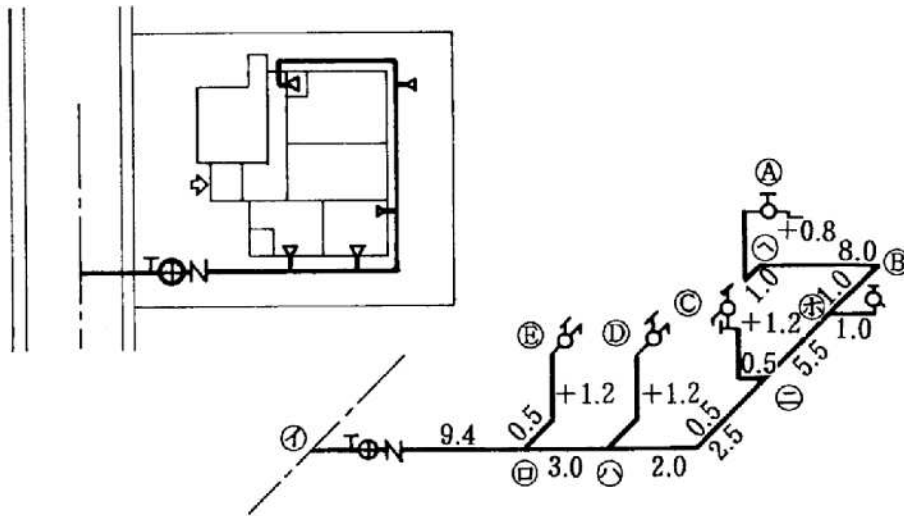
$$I = H \div L = 4.0 \div 177.0 = 23\%$$

図表 2 - 6 - 6 より動水勾配 23 の点より上げ、C = 110 と C=130 の中間点より Q = 10λ/sec = 36m³/hr を得る。

$$\text{プ - ル満水時間} = \text{容量} \div \text{流量} = 229.5 \div 36 = 6.38 \text{ 時間}$$

故に、口径 100mm でよい。

例題3 給水管口径を決定する



(1) 計算条件

配水管水圧	0.20MPa
配水管土被り	1.0m
取付器具	A 台所用自在水栓 13mm
	B 散水栓 13mm
	C 手洗用水栓 13mm
	D 洗面用水栓 13mm
	E 浴槽用水栓 20mm

(2) 計算手順

- 給水管口径を仮定する。
- 各換算長さを求めて給水管の長さに加える。
- 設計水圧を算出する。
- 有効水頭を求める。
- 総損失水頭と有効水頭を比較する。

(3) 解(第1試算)

A~ホ : 13mm ホ~口、口~イ : 20mm と仮定
 図表 2 - 6 - 9 より
 A~ホ(水栓取付)3m+実延長 10.8m = 13.8m
 ホ~口 = 13.0m
 口~イ(水道メ - タ -)11m + 副止水栓 2m + 分岐箇所 1m + 逆止弁 2m
 + 実延長 9.4m = 25.4m

設計水圧 = 0.20 - 0.05 = 0.15MPa
 有効水頭 = 15m - (1.0m + 1.2m) = 12.8m
 有効水頭 - 総損失水頭 = 12.8m - 14.38m = - 1.58m

故に第1試算の配管及び口径は不適當

区間	延長 L (m)	流量 Q (λ /sec)	口径 (mm)	損失水頭 $I \times L$ (m)	動水勾配 I (‰)
A～ホ	13.8	0.2	13	3.17	230
ホ～口	13.0	0.4	20	1.56	120
口～イ	25.4	0.8	20	9.65	380
計				14.38	

注)Qは図表2-5-1より、Iは図表2-6-9より

(3) 解(第2試算)

A～ホ : 13mm ホ～口 : 20mm 口～イ : 25mm と仮定

図表2-6-9より

A～ホ(水栓取付)3m+実延長 10.8m = 13.8m

ホ～口 = 13.0m

口～イ(水道メ - タ -)15m + 副止水栓 3m + 分岐箇所 1m + 逆止弁 3m
+ 実延長 9.4m = 31.4m

: 第1試算と同じ

有効水頭 - 総損失水頭 = 12.8m - 9.13m = 3.67m > 0m

よって A～ホ : 13mm、ホ～口 : 20mm、口～イ : 25mm で配管

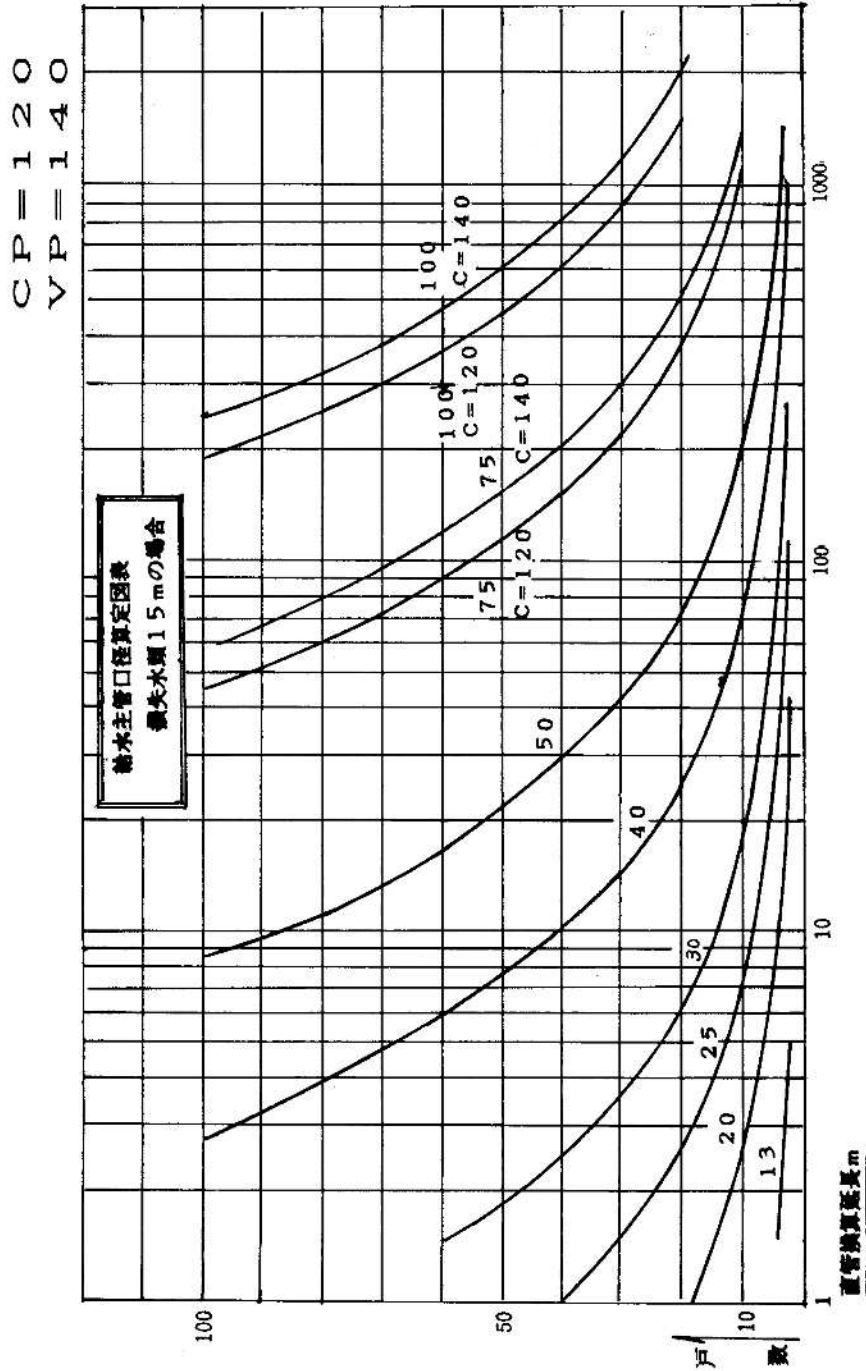
水道メ - タ - 口径 20mm(図表2-6-15、2-6-16より)と決定。

区間	延長 L (m)	流量 Q (λ /sec)	口径 (mm)	損失水頭 $I \times L$ (m)	動水勾配 I (‰)
A～ホ	13.8	0.2	13	3.17	230
ホ～口	13.0	0.4	20	1.56	120
口～イ	31.4	0.8	25	4.4	140
計				9.13	

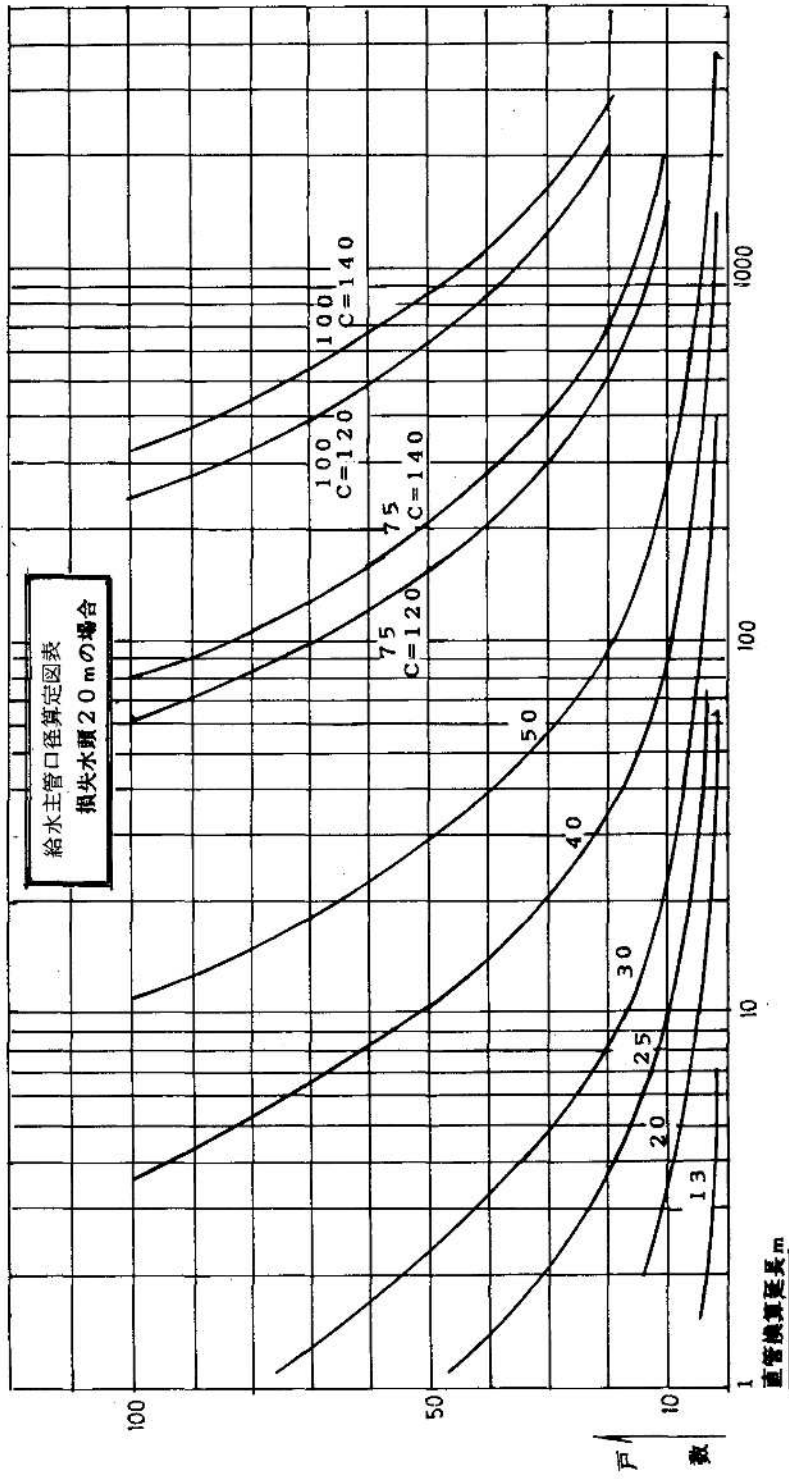
注)Qは図表2-5-1より、Iは図表2-6-9より

28. 給水主管口径算定図表

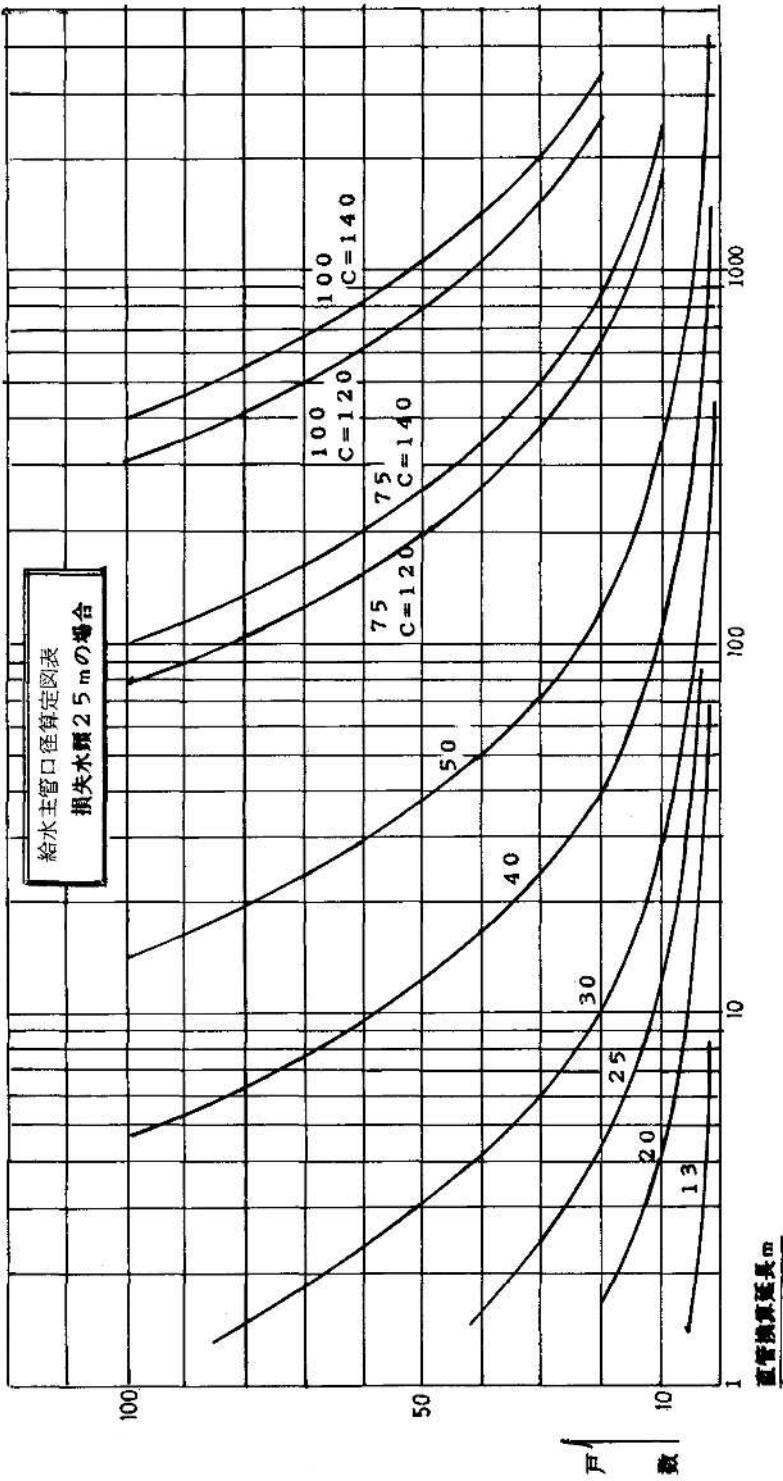
この図表は、1戸の水量を $24\text{l}/\text{min}$ とし、給水戸数に同時使用戸数率(図表 2 - 5 - 4) を乗じた給水量を基にして算出したものである。ただし、この図表の利用に際して、口径 20mm の水栓は1戸分を、口径 25mm 水栓は2戸を別途加算すること。



CP=120
VP=140

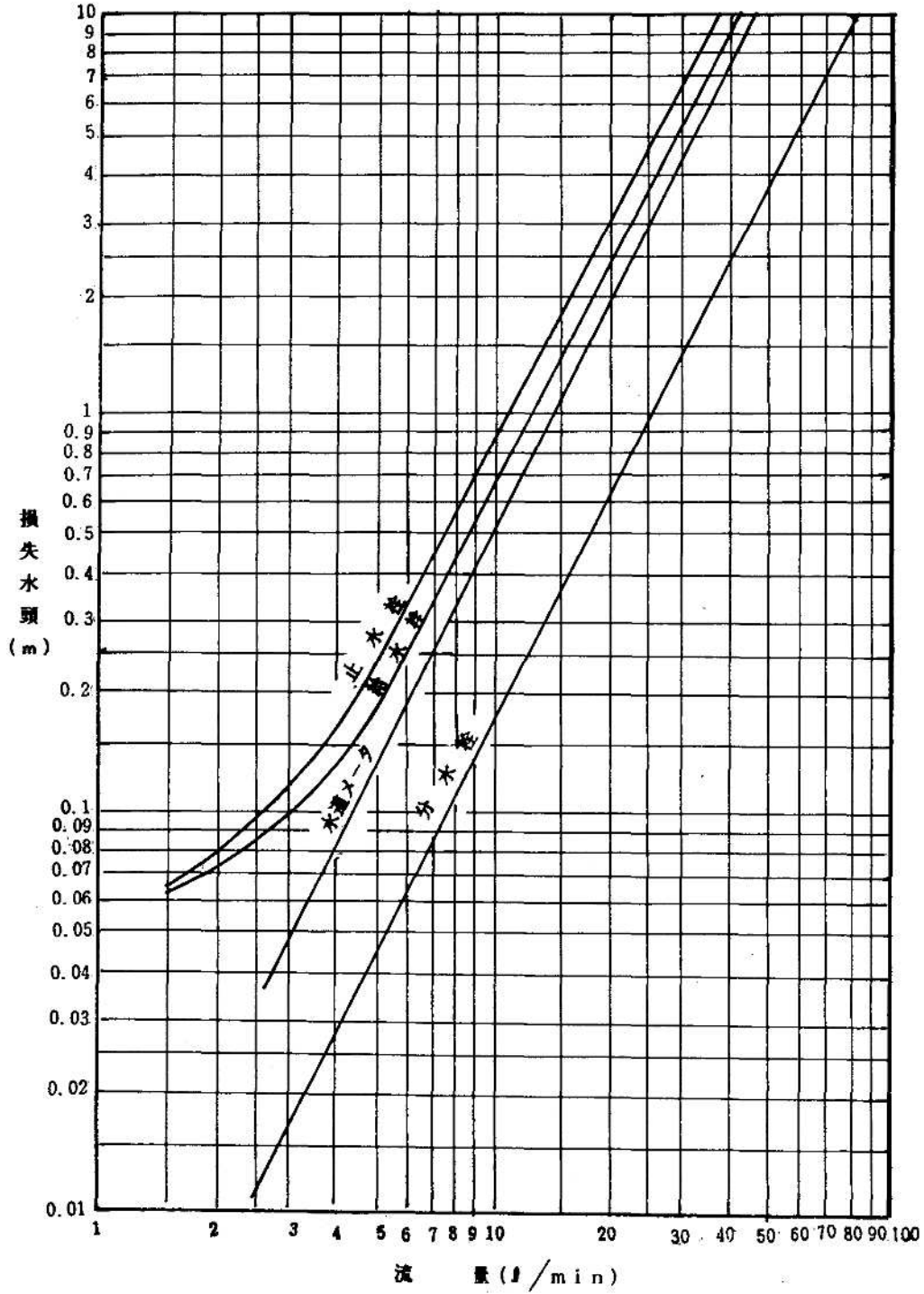


CP=120
VP=140

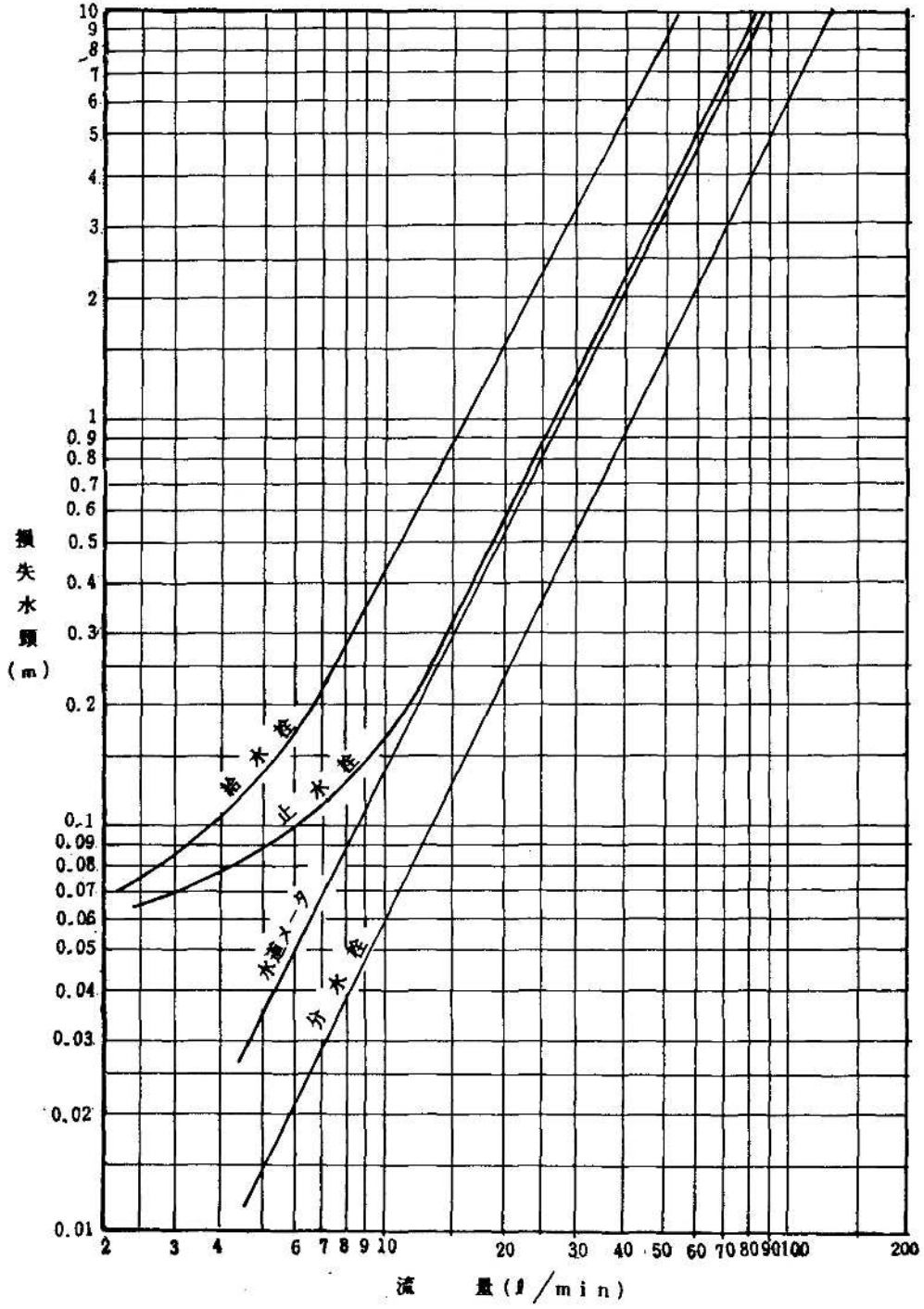


29. 器具流量图表

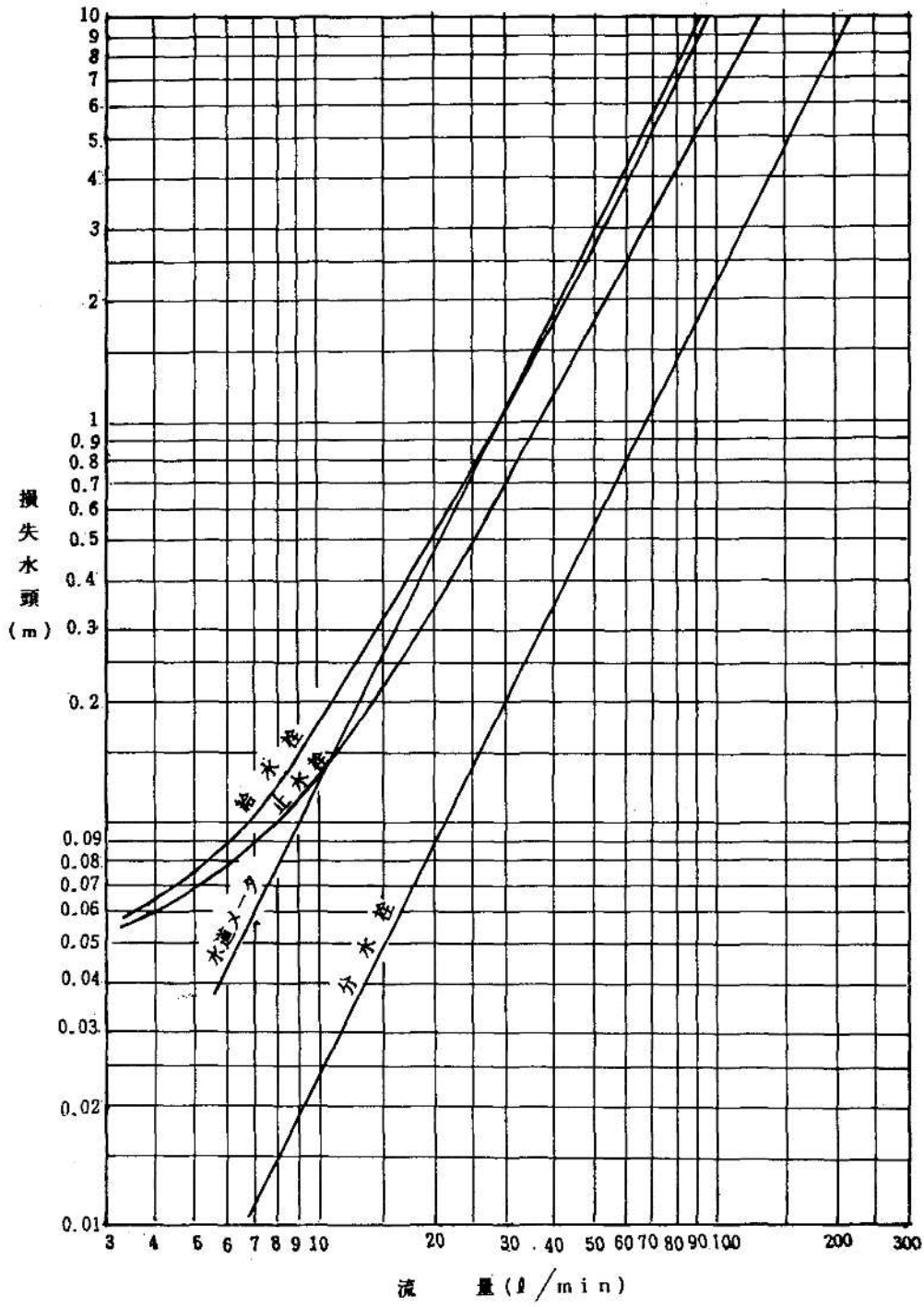
器具流量图表 (13mm)



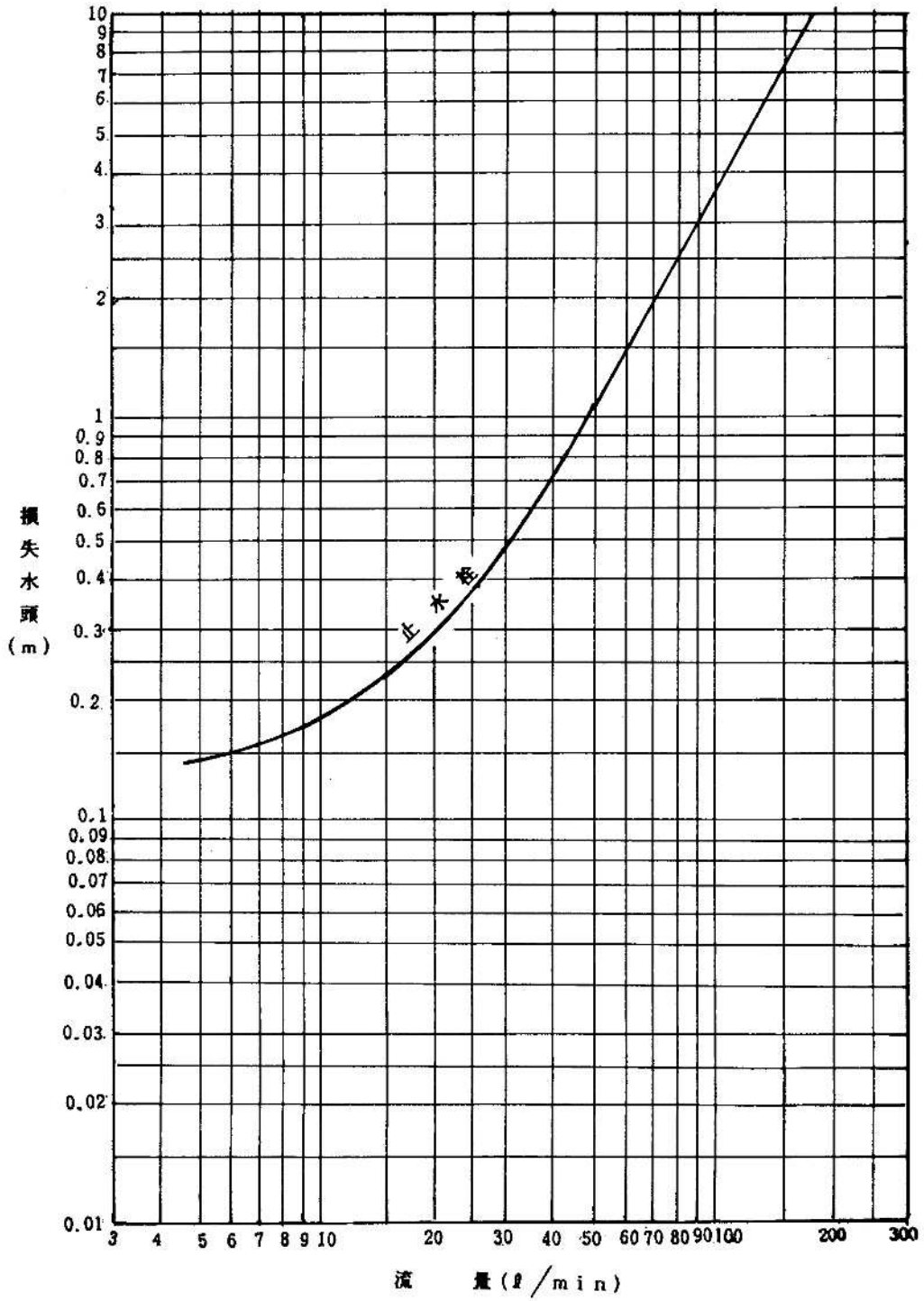
器具流量图表(20mm)



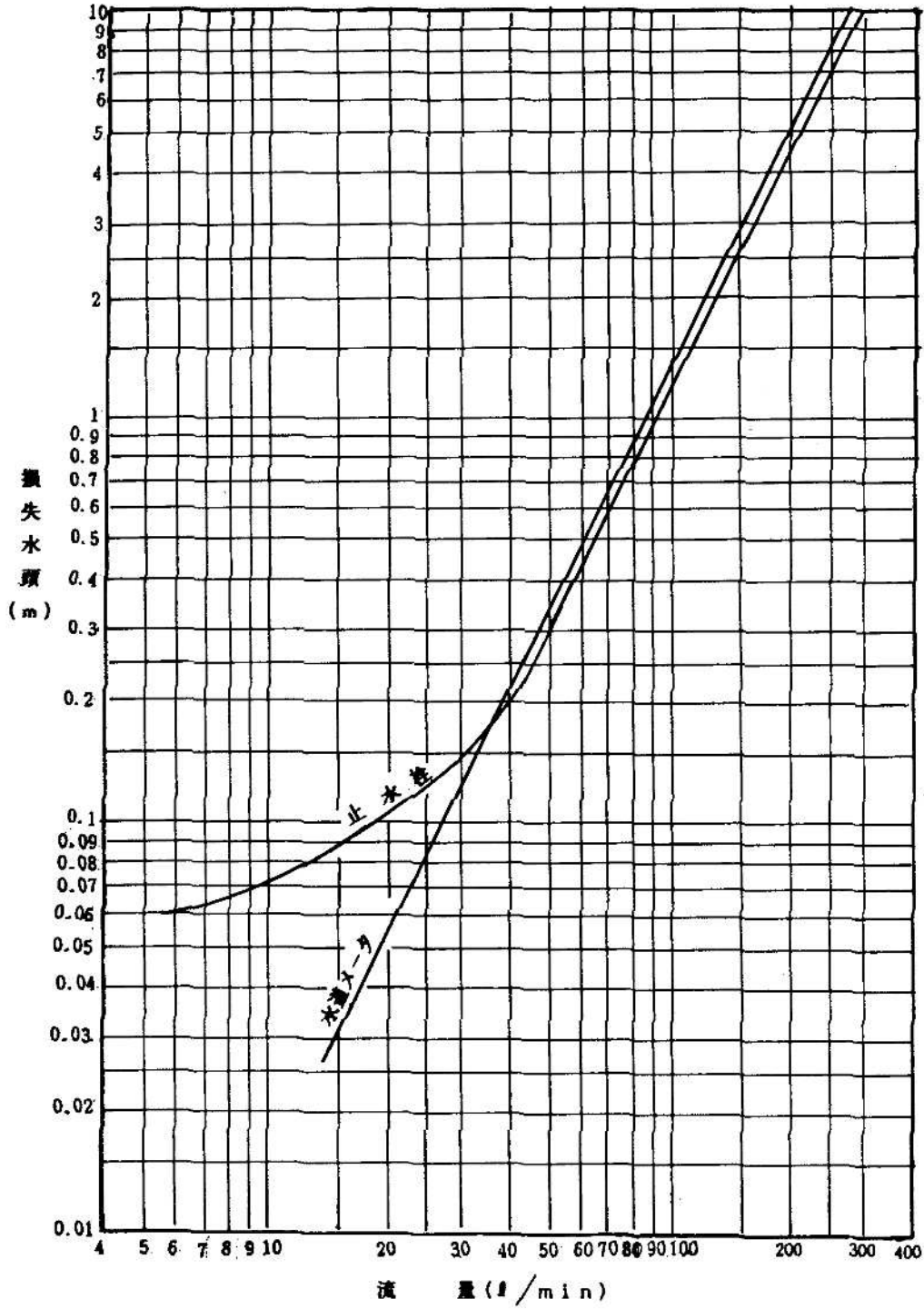
器具流量图表 (25mm)



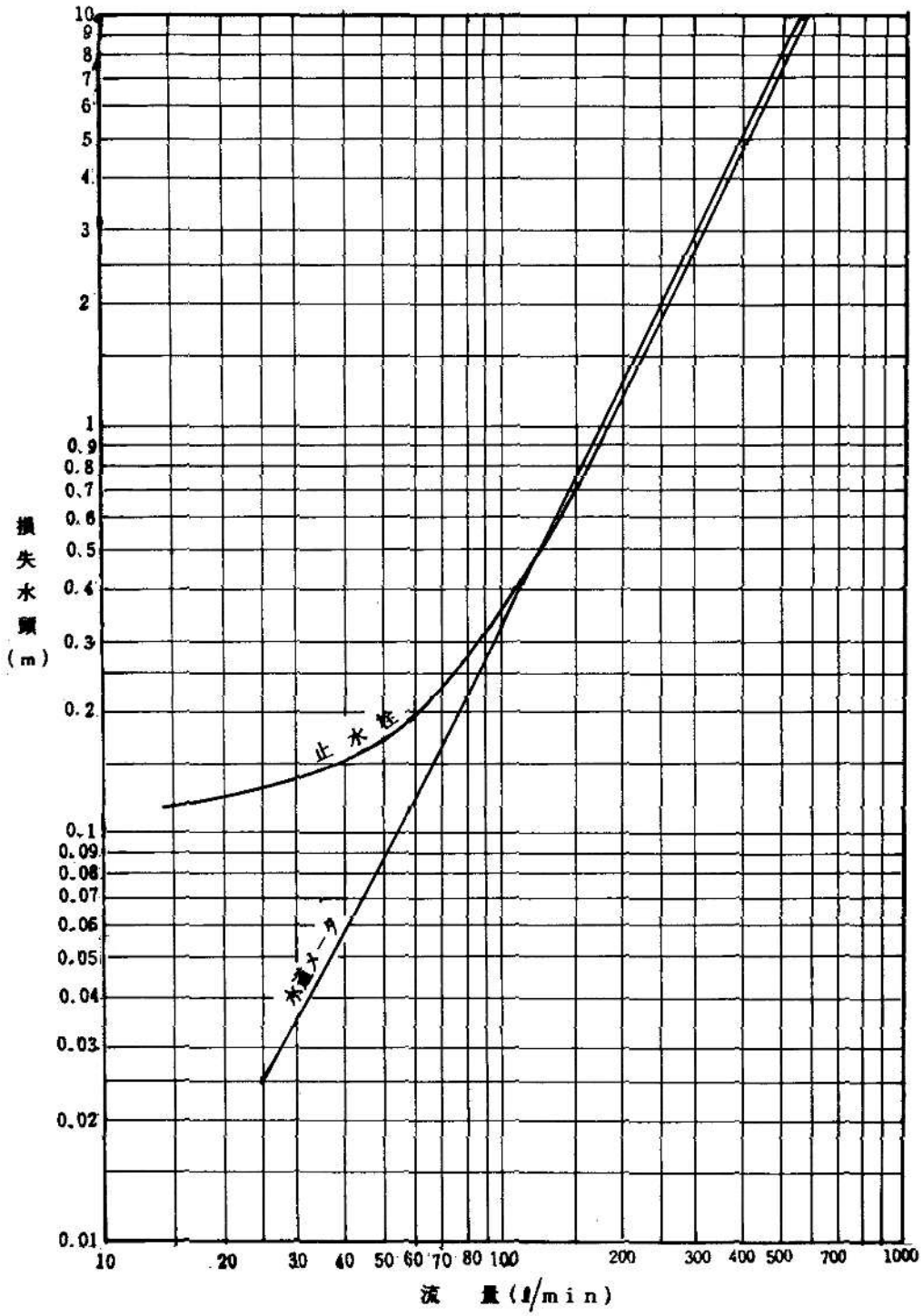
器具流量图表 (30mm)



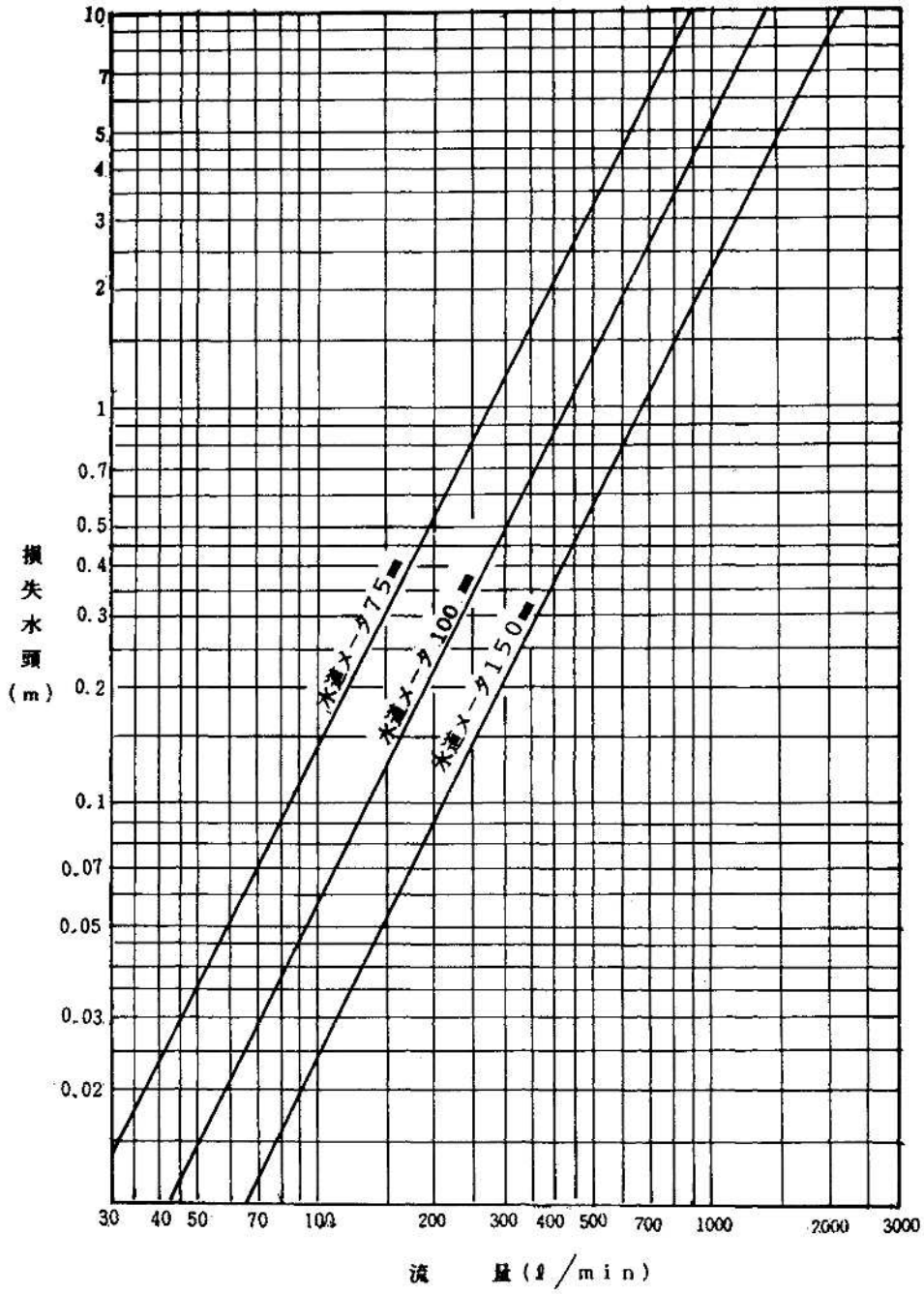
器具流量图表(40mm)



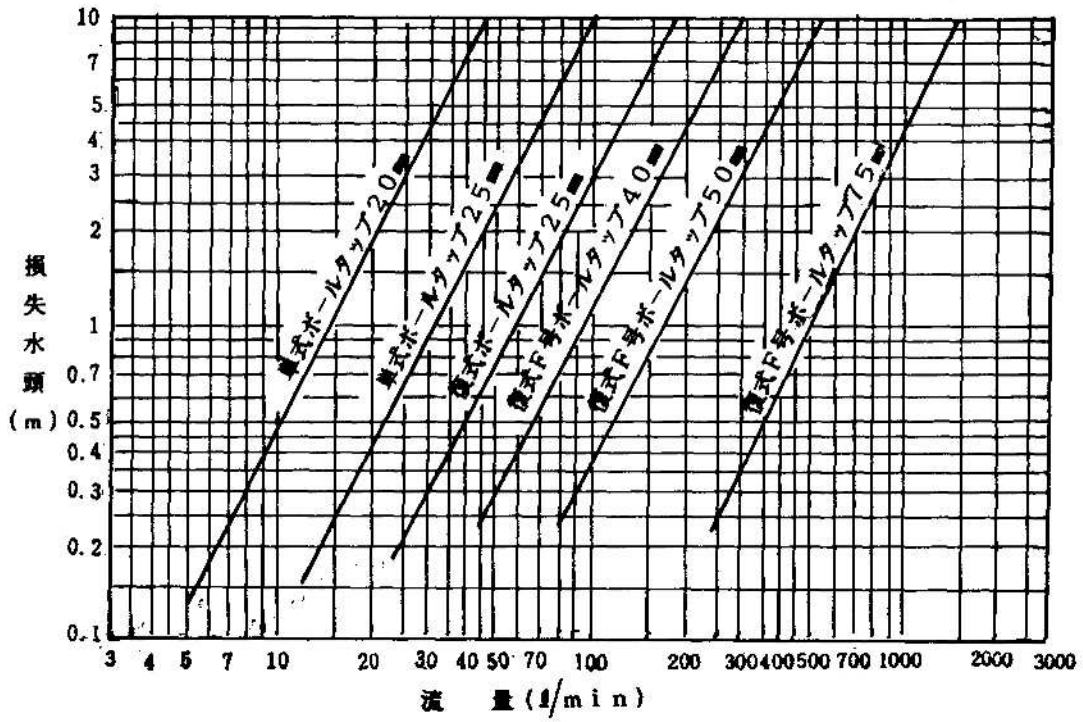
器具流量图表 (50mm)



器具流量図表 (水道メータ75mm~150mm)



器具流量図表 (ボールタップ20mm~75mm)



30. 給水管の管口径均等表

給水管の管口径均等数

給水装置において、幹線より支管分岐できる栓数や、支栓数を知るには、給水設備の実情に適用した計算によって決定すべきであるが、大管に相当する小管数や支栓数を参考として推測する場合は、次の略計算式及びその管口径均等表を用いるのが便利である。

$$N = (D/d)^{5/2}$$

N : 小管の数(均等管数) D : 主管の口径 d : 分岐管の口径

分岐管径又は 水栓 主管径	13mm	16mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
13mm	1.00								
16mm	1.68	1.00							
20mm	2.89	1.74	1.00						
25mm	5.10	3.03	1.74	1.00					
40mm	15.59	9.65	5.65	3.23	1.00				
50mm	29.00	17.26	9.80	5.65	1.75	1.00			
75mm	79.97	47.56	27.23	15.59	4.80	2.75	1.00		
100mm	164.50	97.65	55.90	32.00	7.89	5.65	2.05	1.00	
150mm	452.00	269.10	154.00	88.18	27.27	15.58	5.65	2.75	1.00

注) 1. 管長、水圧及び摩擦係数が同一のときに計算したものである。したがって、給水装置の場合は、その実情に応じて適用する。

例題

開発行為において一般住宅 25 区画を造成し、水道引込口径 20mm とした場合、造成地区内の道路には、口径何 mm の管を布設すればよいか。

解

管口径均等表より、口径 75mm と決定する。